

衆議院 法務委員会 議録 第十一号

平成十年四月二十八日(火曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 笹川 勝君

理事 鶴下 一郎君

理事 八代 英太君

理事 北村 哲男君

理事 上田 勇君

理事 遠藤 利明君

理事 奥野 誠亮君

古賀 誠君

菅 義偉君

谷畑 孝君

渡辺 喜美君

坂井 展人君

枝野 幸男君

福岡 宗也君

安倍 基雄君

左藤 恵君

法務大臣

法務大臣官房長

法務大臣官房司

法務調査部長

法務省民事局長

法務省刑事局長

法務省矯正局長

法務省人國管理

局長

外務省アジア局

長

大蔵大臣官房総務審議官

溝口善兵衛君

平成十年四月二十八日(火曜日)

午前九時一分開議

出席委員

理事 橋 康太郎君

理事 与謝野 錦君

理事 熊谷 弘君

理事 達増 拓也君

太田 誠一君

木村 義雄君

下村 博文君

中川 和穂君

安住 秀直君

佐々木秀典君

塗原 良夫君

木島日出夫君

園田 博之君

笹山 登生君

出席政府委員

出席政府大臣

警察廳長官官房
課長 三谷 秀史君

警視廳生活安全
活經濟対策室長 柴田 健君

警察廳生活安全
經濟企画厅国民
生活局消費者行
政第二課長 飛田 史和君

法務大臣官房審
議官 大林 宏君

外務大臣官房領
事移住部長 内藤 昌平君

文化庁文化部宗
務課長 前川 喜平君

厚生省社会・援
護局援護企画課
長 松永 正史君

最高裁判所事務
総局刑事局長 白木 勇君

最高裁判所事務
総局家庭局長 安倍 嘉人君

法務委員会専門
員 海老原良宗君

○笹川委員長 内閣提出、參議院送付、出入國管
理及び難民認定法の一部を改正する法律案を議題
といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。安倍基雄君。

○安倍基雄君、冒頭でありますけれども、新聞
紙上、山口の地裁ですか、何か従軍慰安婦の判決
が出たという話がございます。私、これは別に自
由党の見解というわけでもないのですけれども、
個人的な考え方として、大体、いわば条約上決着し
ている問題であるわけです。例えば、我々の在外
財産なんかも、膨大な在外財産を日本は譲和条約
で放棄した。その在外財産を持っていた人間がア
メリカ政府に補償しろと言うても、これは話の通
じるものではない。

そういう意味で、やはり条約というものという
のはそれなりの重みを持つてゐるわけでございま
すので、このいわゆる従軍慰安婦の問題、それは
いろいろ個人的には氣の毒なケースもあるうし、
いろいろなケースがあると思います。しかしそれ
を、今日日本の裁判所が、立法府が立法義務を怠つ
て、このように思っています。

○安倍基雄君、これは漸次、上級審に上がつて
いつて判決があると思います。急なお話をござい
ますので法務大臣も戸惑われたと思いますけれど

別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第
七五号)(參議院送付)

○笹川委員長 これより会議を開きます。
この際、お詫びいたします。

本日、最高裁判所安倍家庭局長から出席説明の
要求がありますので、これを承認するに御異議ござ
いませんか。

○笹川委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

そのように決しました。

○笹川委員長 御異議なしと認めます。よって、
要するに、骨子を取

り寄せてみましたところ、要するに、平成五年八
月に、内閣官房内閣外政審議室のあの問題につい
ての調査報告書が提出され、そして当時の河野洋
平内閣官房長官の談話が発表された。これによつ
て、裁判官の受けとめ方は、日本国憲法上の賠償
裁判所が国会に対し言つておるものですが、こ
れもいかがなものだろかとは思いますけれど
も、被告国議員は右立法をしなかつたから、被告
は立法しなかつたのです。通常、三年を経過して
も被告国議員は右立法をしなかつたから、被告
は右立法不作為による国家賠償として云々とい
うふうなことになつております。

そこで、この判決は、從来の確立した最高裁判
所の判例とは異なる立場をとつていて、立法の不
作為による国の責任を認めたものであります
極めて異例なものであるというふうに私、認識い
たしております。そういうような角度から、十
分関係向きと検討しながら対応を決めてまいりた
い、このように思います。

○安倍基雄君、これは漸次、上級審に上がつて
いつて判決があると思います。急なお話をござい
ますので法務大臣も戸惑われたと思いますけれど

も、やはり我々は、いわゆるちょっとしたマスコミの扇動と言うと、これはまた記者さんに怒られるかも知れませんけれども、もっと冷静に事に対処すべきではないかと私は思つております。

では、法案の問題になりますが、この法案そのものは、私も、台湾からのいろいろこの出入国の増加という面において、基本的にはいいと思いますが、ただ一つ私、問題点として指摘したいのは、これはいわゆる一定の地区的指定を行政府にねだねるという話でございますから、そうすると、例えれば、行政府の判断でもつて、北朝鮮とかほかの国とか、まだ国交の回復していない国に広げるということも形式上は不可能ではない。行政権の裁量にゆだねるような話になりますか

本來、行政府にそういう地区指定があるのじゃないか。内容的には、これは台湾を指定するのだからいいのではないか、こういう話になりますけれども、本来、行政府にそういう地区指定を行ふ権限を与えるということ、それについて問題がないのかどうか。この点について、御見解をお伺いしたいと

思います。

○竹中政府委員 今回の入管法上の旅券の範囲を拡大しようという趣旨は、国際間の人的交流の活発化に伴い、出入国関係事務を簡素合理化しようと/orするものであることから、政令で定める地域は、委員御指摘のとおり、台湾のみを想定しております。

将来、仮に対象地域を追加する可能性が生じた場合には、今申しましたような法律案の目的を踏まえて、我が国出入国管理行政に与える影響等を慎重に検討した上、対処してまいりたい、このように考へております。

○安倍(基)委員 これはまた、大臣のお考へも承りたいと思いますけれども、目的が台湾だからといいうような言い方で済む問題ではないのではないか。

というのは、今は台湾を考えているけれども、いや、政令でもつてほかの地区を指定する、ふや

です。この問題点は余り十分指摘されておらぬと

思ひます。なるほど中身がいいからいいというだけではなくて、政令で指定するという話になれば、それをふやくこともできるわけですね。現在、台灣しか考えていないとおっしゃるけれども、内閣によつては、別の地区を次々と指定する道が開かれているわけです。この点について、大臣はどう考へていらっしゃいますか。

○下稻葉國務大臣 委員御承知のとおりに、今回

の法律改正は、具体的には台湾のことを考えていらっしゃるわけでございますが、これは日中共同声明を基本としながら、そういうふうな中で、現実の問題として台湾との交流が非常に多いわけでございまして、今委員の御質問の点につきましては、どの程度人の交流が行われているかどうか、その現実的な問題と、それからもう一つの問題は、例えばそういうふうな地域から密入国実態が非常に多いというふうなこと等につきましては、それはそう簡単に右から左といつわけにはまらないといふうなこともありますし、その

ような実務的な面を検討いたしまして決めなければならぬということでございまして、委員御指摘のとおりに、法律ができますと、政令でひとり歩きで生きるわけですが、それでも、この法律の制定の趣旨を十分踏まえまして判断していかなくてはならない問題でございまして、現在のところ、台湾しか考えていないということを申し上げておきたいと思います。

○安倍(基)委員 それと関連しまして、私は、何

もほかの国の例を参考にすることを、何もかもしろと言つておられないのですけれども、似たケースは必ず他国もあるはずですね。要するに、他国ははどうそれに対応しているのか。例えば、もう真体的にほかの国はこう規定しているからそれで読めないといふふうなやり方がござります。

臺灣を目的としているということがございますな

に置かれている国がどう処理しているか、これについての御説明をお伺いしたいと思います。

○竹中政府委員 この問題で基本的に我が国と同じ立場にござりますアメリカ、イギリス、フランス、オーストラリア、ニュージーランド、韓国等についてどういうふうに規定されているかということについて、御説明申し上げたいと思います。基本的に、三つぐらいのカテゴリーに分けられます。基本的には、別の地区を次々と指定する道が開かれているわけですね。この点について、大臣はどう考へていらっしゃいますか。

○下稻葉國務大臣 委員御承知のとおりに、今回

の法律改正は、具体的には台湾のことを考えていらっしゃるわけでございますが、これは日中共同声明を基本としながら、そういうふうな中で、現実の問題として台湾との交流が非常に多いわけでございまして、今委員の御質問の点につきましては、どの程度人の交流が行われているかどうか、その現実的な問題と、それからもう一つの問題は、例えばそういうふうな地域から密入国実態が非常に多いというふうなこと等につきましては、それはそう簡単に右から左といつわけにはまらないといふうなこともありますし、その

ような実務的な面を検討いたしまして決めなければならぬということでございまして、委員御指摘のとおりに、法律ができますと、政令でひとり歩きで生きるわけですが、それでも、この法律の制定の趣旨を十分踏まえまして判断していかなくてはならない問題でございまして、現在のところ、台湾しか考えていないということを申し上げておきたいと思います。

○安倍(基)委員 それと関連しまして、私は、何

もほかの国の例を参考にすることを、何もかもしろと言つておられないのですけれども、似たケースは必ず他国もあるはずですね。要するに、他国ははどうそれに対応しているのか。例えば、もう真体的にほかの国はこう規定しているからそれで読めないといふふうなやり方がござります。

臺灣を目的としているということがございますな

あるいは、イギリスの例でございますが、イギリスでは、英國に入国する者は身分事項と国籍を証する文書を提示する義務があり、次のような場合は、通常、入国が拒否されるとしてございまして、提示された旅券もしくは渡航文書が英國政府を承認していない国、または英國の有効な旅券を入国管理上容認しない国の官権が発行したものであります。基本的には、三つぐらいのカテゴリーに分けられます。基本的には、別の地区を次々と指定する道が開かれています。この点について、大臣はどう考へていらっしゃいますか。

○竹中政府委員 この問題で基本的に我が国と同じ立場にござりますアメリカ、イギリス、フランス、オーストラリア、ニュージーランド、韓国等についてどういうふうに規定されているかということについて、御説明申し上げたいと思います。基本的には、三つぐらいのカテゴリーに分けられます。基本的には、別の地区を次々と指定する道が開かれています。この点について、大臣はどう考へていらっしゃいますか。

○下稻葉國務大臣 委員御承知のとおりに、今回

の法律改正は、具体的には台湾のことと考えていらっしゃるわけでございますが、これは日中共同声明を基本としながら、そういうふうな中で、現実の問題として台湾との交流が非常に多いわけでございまして、今委員の御質問の点につきましては、どの程度人の交流が行われているかどうか、その現実的な問題と、それからもう一つの問題は、例えば、イギリス、ベルギー、アイルランド等がござります。

○竹中政府委員 この問題で、定義の中では発行主体を限定していない例でございます。日本政府に限定していないという例でござります。日本の現行の入管法では、日本国が承認した外国政府といふうに限定していない例、これが一つの例でござります。それから一番目は、法令上、もともと旅券の定義を定めていないのが二番目です。この二つが大きいと思います。あとこれ以外に、特別な例としてアメリカの例がござります。これは今の二つと全く違ったやり方でやつております。

○安倍(基)委員 具体的に御説明申し上げます。

まず、旅券の発行主体を限定していない例でございますけれども、例えば韓国あるいはイタリア、イギリス、豪州等がござります。

韓国の場合には、旅券をいたしまして、外国外府の発行した旅券で、大韓民国が有効と認めるもの、このように規定しております。したがいまして、この中では、韓国政府が承認した国ない政

府というような規定がございません。

それから、イタリアの例でございますが、これでは、イタリア当局により認定された有効な旅券またはそれと同等の文書、こういうような書きぶりになつております。

それから、豪州につきましてもほぼ同様でございまして、そこでは、豪州国内外において公的に発行された身分にかかる文書であつて、旅券と

リスでは、英國に入国する者は身分事項と国籍を証する文書を提示する義務があり、次のような場合は、通常、入国が拒否されるとしてございまして、提示された旅券もしくは渡航文書が英國政府を承認していない国、または英國の有効な旅券を入国管理上容認しない国の官権が発行したものであります。基本的には、三つぐらいのカテゴリーに分けられます。基本的には、別の地区を次々と指定する道が開かれています。この点について、大臣はどう考へていらっしゃいますか。

○竹中政府委員 この問題で基本的に我が国と同じ立場にござりますアメリカ、イギリス、フランス、オーストラリア、ニュージーランド、韓国等についてどういうふうに規定されているかということについて、御説明申し上げたいと思います。基本的には、三つぐらいのカテゴリーに分けられます。基本的には、別の地区を次々と指定する道が開かれています。この点について、大臣はどう考へていらっしゃいますか。

○下稻葉國務大臣 委員御承知のとおりに、今回

の法律改正は、具体的には台湾のことと考えていらっしゃるわけでございますが、これは日中共同声明を基本としながら、そういうふうな中で、現実の問題として台湾との交流が非常に多いわけでございまして、今委員の御質問の点につきましては、どの程度人の交流が行われているかどうか、その現実的な問題と、それからもう一つの問題は、例えば、イギリス、ベルギー、アイルランド等がござります。

○竹中政府委員 この問題で、定義の中では発行主体を限定していない例でございます。日本政府に限定していないという例でござります。それから次に、もともと旅券の定義がない例でございますが、例えば、フランス、ベルギー、

アイルランド等がござります。

○竹中政府委員 フランスの場合には、法令上、旅券の定義が存続しております。したがって、外国旅券を有効と認めらるか否かは、実務的にフランス国内の外務省と内務省の協議で決定しているというようなやり方でございます。

それから、ベルギーについても、やはり法令上の旅券の定義がございませんで、いかなる旅券を有効と認めるかは、関係当局間で実務的に検討しているというような状況でござります。アイルラ

ンドも似たような状況でございます。

最後に、アメリカの例でございますけれども、アメリカにつきましては、特異なやり方をしてお

りまして、例の台湾関係法というのがござります。

それで、台湾に関する米国法の適用は、外交関係承認が存在しないことにより影響を受けるものではなく、一九七九年一月一日以前に台湾に関しては、イタリア当局により認定された有効な旅券またはそれと同等の文書、こういうような書きぶりになつております。

それから、豪州につきましてもほぼ同様でございまして、そこでは、豪州国内外において公的に発行された身分にかかる文書であつて、旅券と

らば、これからのがいわば運用について、よくこの点を考えた上で、政令に我々が思い切つていろいろなことをゆだねたのではない、ないというような言い方は悪いのですけれども、今後これ以上のことに踏み込むときには、それなりの高いレベルの決定を要するということは念を押させていただきたいた。我々は法律でもって一応政令にゆだねはしたけれども、要するに、内閣が勝手にどんどんと対象地域をふやしてもらつては困るわけでございますから、この点はきちつとその辺を明らかにしておいていただきたいと思います。

と申しますのは、内閣によつては、例えは北朝鮮にしても何にしても国交のない国についてこういうことを、法形式上は不可能ではないわけですから、その点については念を押しておきたいと思います。

○下稻葉國務大臣 先ほども御説明申し上げましたように、今回、入管法上の旅券の範囲を拡大しようとする趣旨は、国際間の人的交流の活発化に伴いまして、出入国管理事務を簡素合理化しようとするものであることから、政令で定める地域は台湾のみを想定しておるわけござります。

今御指摘のように、将来仮に対象地域を増加する可能性が生じました場合には、今回の法律案の立法の趣旨を十分踏まえまして、我が国の出入国管理行政に与える影響等を慎重に検討した上、対処してまいり所存でございます。

○安倍(基)委員 ちょっと台湾問題に関連しまして、李登輝総統の来日問題がございました。

アメリカの場合には、コネル大学百周年か何かの記念のために出席した。日本の場合には非常にめたわけでございますけれども、その辺の事情をちょっと、法律と直接は関係ないにしても、やはり台湾問題でございますから、外務省からお聞きしたいと思います。

○阿南政府委員 我が国と台湾との関係は、御案内のように非政府間の実務関係として維持してきておりまして、日台間の個別案件についても、この枠組みの中で慎重対応してきているわけでござ

いますが、ただいまお尋ねの李登輝氏の訪日といふ件につきましては、確かに話題になつたことはございますが、現職につかれてから日本に来られますということで具体的な入国申請が行われたことはございません。

○安倍(基)委員 この問題は、いろいろ中国のいわば本土政府に対する遠慮もあつたと思ひますけれども、全くアメリカの場合も私的というか、いわゆる大学の同窓という資格でもつて行つたわけでございます。この点につきましても、申請がなかつたとおっしゃるけれども、その辺やはりいろいろな事情があつたかと思ひます。私は、單に申請があつたなかつたというのではなくて、外務省の姿勢としての問題を聞いておるわけでござりますけれども、もう一度御答弁願います。

○阿南政府委員 先ほども申し上げましたように、日台関係といふものは、日中共同声明に基づいて非政府間の関係として対応しておるわけでございまして、今御指摘になりました訪米の件、私的訪問でアメリカに行かれたというようなことはござります。しかし、米中関係に与えた政治的な影響というものは、極めて消極的なこともございましたし、私どもは、先ほど申し上げましたような原則にのつとりまして個別のケースを考えさせていただく。そういう意味で、本件につきましては個別のケースとして具体的な申請がまだ行われていないというのことを申し上げたわけでござります。

○安倍(基)委員 外交問題はいろいろな要素が絡まると思いますけれども、やはり我々は、もちろん中國の本土は中心でございますけれども、いわば私的な形で来ようというこまでも無理に抑えます。

○安倍(基)委員 まだ規模が非常に大きくなります。この辺につきましてはそれそれ見解もございましょうから、この辺で私の質問は打ち切らせていただきます。

出入国に関連しまして、難民問題が大分議論の一つとなつております。一般的に、我々は、難民認定が少ないぢやないかというような議論が中心で

来ていると思いますけれども、これは、北東アジアがどういう状況になるかわからぬ場合によつては、北朝鮮が相当がたがきて大量の人々が難民として来るという問題もあるわけです。まあそういうことはあり得ないだろうと一般の者は考えておりますけれども、我々はそういう非常事態をやはり想定した上で考えなければいかぬ。

法務大臣にお伺いしますけれども、大量の難民が北朝鮮から入つてくるというようになる場合はどういうお考えでおられるか、御存念をお伺いしたいと思います。

○下稻葉國務大臣 お答えいたします。

我が国に大量の難民が流入するというふうな事態になりましたときには、これは政府一体として、それぞれ組織を組み、体制をつくり、適切に対処する必要があるとまず基本的に思ひます。

その上で、法務省といたしましては、出入国管理制度を所掌する立場から、先般、インドシナ難民等の先例等も参考にしながら、大量の難民対策がスムーズに行われるよう、実は、どの辺にどのような事態が起きた場合には、入管を中心として、法務省は全国から、どういうふうな体制をとろう、そしてどういうふうな措置をしようと、いうふうな一つのマニュアルをもう既につくつてあるわけでござりますが、省内の体制のそういうふうな意味の整備でござりますとか、あるいは施設の確保等いろいろあるわけでござりますので、積極的に対処していく所存でござります。

○安倍(基)委員 これは難民の規模にもよるんで、規模にも。というのは、もちろん、一般論として、受け入れ体制を整備して受け入れるといふのはいろいろ、優等生的な回答かもしませんけれども、これはまた規模が非常に大きくなります。それはそう簡単に、いわゆる来た人はみんなあれしますよといふあいにはいかないんですね。この点私は、法務省だけの問題ではないと

点、なかなか公式に言いづらい話かもしれませんけれども、やはりこれは法務省だけの問題ではないぞと私は思ひますが、今の御答弁のままではいいのかどうか、規模が非常に大量になつたときに、ちょっと御存念を賜りたい。

○竹中政府委員 規模の点でござりますけれども、先ほどちょっと大臣からもお話をございましたけれども、インドシナ偽装難民というのが、平成元年の五月から次の年の四月ぐらいまで約一年間ぐらい日本に急にやつてまいりまして、新聞等を騒がせたことがござります。そのときは、船の数で二十三隻、人間の数で約二千八百名という人たちが大槻日本に押しかけたという事態でござります。そのときに、まさに私ども法務省、特に人管はいろいろな強制をさせてもらいまして、どうやってそういう人に対応したらいいかとか、そういうセンターやどこに置いたらいいかとか、そういう経験を踏まえまして、先ほど大臣御答弁になりますけれども、そういうものを参考にしながら、したけれども、そういうものを参考にしながら、どうなことをやつた経験がござります。そういう経験を踏まえまして、先ほど大臣御答弁になりますけれども、そういうものを参考にしながら、どうなことをやつた経験がござります。そういう経験を踏まえまして、先ほど大臣御答弁になりますけれども、そういうものを参考にしながら、どうなことをやつた経験がござります。

○安倍(基)委員 今偽装難民の話が出ましたけれども、これは私ども、今一応南北安定化をしておりますけれども、いつどういう問題が生じるかもしれないということも言われております。でござりますから、難民といふものがそう小規模で済むことがありますけれども、なかなか規模で済むといふことはないということも言われております。でござりますから、難民といふものがそう小規模で済むといふことはないということも踏まえて、日ごろから十分それに対応するだけの準備というか、どういう姿勢をとるかという問題もあるわけです。それが、千や二千ならいいけれども、全くほかの機能が麻痺してしまうぐらいの難民流入もあり得るわけですから。

こういうことを言うといふかも国际情勢を刺激するといふような非難を受けるかもしれませんけれども、ただ、これは決して絵そらごとではないかもしれません。よく報じられているところによりますと、やはり北朝鮮の中にはいろいろ問題もあると。この問題は大問題なので、やはり日ごろか

らどう対処すべきかということを法務省としても十分考えておかなきやいかぬ。

確かに、現在の難民の認定が少ない多いというようないろいろな問題はここにありますけれども、その問題とは別にもう少し次元の大きな問題として、法務省はそれを十分、決して空想だけじゃないかもしれないということを踏まえて、対策を考えいただきたいと思いますが、法務大臣、いかがでござりますか。

○下福葉国務大臣 先生御指摘のとおりでございまして、難民の中にもまたいろいろな形の難民があることが考えられるわけでございますし、その辺の選別の問題等々も含め、関係省庁とよく連絡を密にしながら、ひとつ十分私どもといたしましても徹底した検討を進め、対策を進めてまいりた

○安倍(基)委員 たまたま北朝鮮の問題を論議して、我々が呼んだわけでござりますけれども、私ども最近、北朝鮮で実際にわゆる拉致事件に関連して、拉致をした御本人が、我々の党の自由党の勉強会に参りました、我々が呼んだわけでござりますけれども、いろいろな自分自身の体験を説明いたしました。また、彼自身もその自分の体験をつづった本を出版しております。それを聞きましたと、これはなかなかやはり大変なことだったんだなということを非常に強く感じたわけでございます。

今まで北朝鮮との関係で、余りこの拉致事件といふものを取り上げないというか刺激すまいといふような外交姿勢があつたようでござりますけれども、これはやはり人権問題として非常に大きな問題でござります。これは本当に、全く罪のない関係のない人がたまたまそこにいた、あるいは向こうの都合がいいと見た、それがそのまま連れ去られてしまうのですから、これはやはり法務省としてどう考えるか、法の番人としての法務省及び法務大臣の御見解を承りたいと思います。

○原田(明)政府委員 委員御指摘のいわゆる拉致事件につきまして、さまざま報道もなされておりますし、また調査の結果が報道されているとい

うことをよく存じております。

現在、一連の事件につきまして、引き続き警察当局において鋭意捜査中であると承知しております。検察当局といたしましても、御指摘のとおり、この事件は大変な問題を抱えているということで、関心を持って見守っているという状況でござります。

○安倍(基)委員 今のお話だと、どうも、内容もほんとつかんでいないかのとお話をございますけれども、どの程度の内容をつかんでいらっしゃるのか、もう一度御説明願いたいと思います。

○原田(明)政府委員 具体的な、事件の実際の状況ということに関しては、現在も捜査中であるという状況を踏まえまして、私の方から申し上げるのは差し控えさせていただきたいと思います。

○原田(明)政府委員 昭和五十二年から昭和五十五年にかけて、私が昭和五十二年から昭和五十五年にかけて、問題意識を持つて現在捜査中ということです。

○安倍(基)委員 まだ国交の回復していない国ですが行方不明になつて、失踪しているということで、そういう御指摘のような観点から、問題判明しているのでは七件で十名でございますかのところ、それは差し控えさせていただきたいと思います。

○下福葉国務大臣 まだ局長に答えてもらうのも気の毒で、けれども、いろいろな自分自身の体験を説明いたしました。また、彼自身もその自分の体験をつづった本を出版しております。それを聞きましたと、

○安倍(基)委員 まだ外交の回復していない国ですが、これは大きな問題でございまして、まず大臣としての御見解をお聞きしたいと思います。

○下福葉国務大臣 これは大変重要な問題だと思いますし、今刑事局長から話をございましたように、多くの人たちが本当に突然、にわかに姿を消して連れ去られておる。これは主権に対する侵害でもあるわけでございます。私どもといたしましては、

○阿南政府委員 北朝鮮による拉致疑惑と言つておりますが、この問題につきましては、当然のことながら我が國国民の生命、安全にかかる非常に重要なことでございまして、人権の問題、そして場合によつては安全保障そのものであるという御指摘ござります。私どもといたしましては、

○竹中政府委員 私ども入管の電算機に不法残留者という格好での推計数が入つてござりますけれども、最近からの数字を申しますと、平成六年が約二十九万四千、平成七年が二十八万七千、八年が二十八万五千、九年が二十八万一千、それから平成十年で約二十七万七千という数値になつておられます。平成五年五月一日の調査時をピークとしまして、平成五年五月一日の調査時をピークとして漸減の傾向にはございますが、依然として高い水準を維持しているということでございます。

○安倍(基)委員 我々はいろいろの人権問題といふのを、例えば従軍慰安婦事件でもいわば声高に叫ぶ、声高に叫ぶなんと言つては言ひ方は悪いですけれども、それならばよりもっと、本当にわけ

事実であるとするならば、これは大変な問題なのであります。人権人権と一方で言う以上、そういった人々の人権はどうなんだということを我々

ますけれども、やはりきちんとこの問題は相手に申し入れ、解決していただきたいと思います。

私は、やはり從来の外交というものがどちらかとどうかを恐らすまいとか、何かそういうところに重点が置かれ、主張すべきものを主張していません。

いわゆるさつきの出入国に関連しまして私は、やはり外務委員会で外務大臣に對して質問すべきところなのでしょうけれども、この点、やはり我々、アメリカなどといふのは人権外交と言われるくらい人権人権ということを主張する、その点において本当に、じや、我々は人権というものを十分踏まえた上の外交であるのか、いささか疑問を感じます。

これは局長に答えてもらうのも気の毒で、けれども、やはり外務省の代表者として来ていらっしゃるのも、やはり外務省の代表ですか、お答え願いたいと思います。

○阿南政府委員 北朝鮮による拉致疑惑と言つておりますが、この問題につきましては、当然のことながら我が國国民の生命、安全にかかる非常に重要なことでございまして、人権の問題、そして場合によつては安全保障そのものであるという御指摘ござります。私どもといたしましては、

○竹中政府委員 私ども入管の電算機に不法残留者という格好での推計数が入つてござりますけれども、最近からの数字を申しますと、平成六年が約二十九万四千、平成七年が二十八万七千、八年が二十八万五千、九年が二十八万一千、それから平成十年で約二十七万七千という数値になつておられます。平成五年五月一日の調査時をピークとして漸減の傾向にはございますが、依然として高い水準を維持しているということでございます。

我が國に不法滞在しているほとんどの者は不法就労者と推定されますが、これらの不法就労者は、低賃金かつ劣悪な労働条件のもとにいわゆる単純労働に従事しており、また、不法滞在者による犯罪も多発して、深刻な問題になつていると受けとめています。

当局では、かねてから、その入国と定着化を防

いう対応をしております。

○安倍(基)委員 今お答えいただいたわけでござりますけれども、やはりきちんとこの問題は相手に申し入れ、解決していただきたいと思います。

拉致問題、これはやはり国交回復のいわば一つの前提でございますので、この点、よく努力していただきたいと思います。

いわゆるさつきの出入国に関連しまして私は、やはり外務委員会で外務大臣に對して質問すべきところなのでしょうけれども、この点、やはり我々、アメリカなどといふのは人権外交と言われるくらい人権人権ということを主張する、その点において本当に、じや、我々は人権というものを十分踏まえた上の外交であるのか、いささか疑問を感じます。

これは局長に答えてもらうのも気の毒で、けれども、やはり外務省の代表者として来ていらっしゃるのも、やはり外務省の代表ですか、お答え願いたいと思います。

○阿南政府委員 北朝鮮による拉致疑惑と言つておりますが、この問題につきましては、当然のことながら我が國国民の生命、安全にかかる非常に重要なことでございまして、人権の問題、そして場合によつては安全保障そのものであるという御指摘ござります。私どもといたしましては、

○竹中政府委員 私ども入管の電算機に不法残留者という格好での推計数が入つてござりますけれども、最近からの数字を申しますと、平成六年が約二十九万四千、平成七年が二十八万七千、八年が二十八万五千、九年が二十八万一千、それから平成十年で約二十七万七千という数値になつておられます。平成五年五月一日の調査時をピークとして漸減の傾向にはございますが、依然として高い水準を維持しているということでございます。

我が國に不法滞在しているほとんどの者は不法就労者と推定されますが、これらの不法就労者は、低賃金かつ劣悪な労働条件のもとにいわゆる単純労働に従事しており、また、不法滞在者による犯罪も多発して、深刻な問題になつていると受けとめています。

当局では、かねてから、その入国と定着化を防

止しつつ、その減少を図ることを基本として、所

要の対策をとつております。基本的な対策は、入

るところでとめるということと、入つてきてしまつた者に対しても定着化を許さないといふ二本立てでございます。入るところでまず入れないといふことに關しては、当然のことながら、そ

の入国の事前審査及び上陸時点での審査の厳格化といふようなことをやつておりますし、それから、入つてきた後の問題としましては、摘発活動の強化といふことで、とりわけ、プローカーの介在事

案とか、あるいは偽変造文書行使事案、あるいは売春事案、こういふものについて厳しく摘発する

よう努めております。

○安倍(基)委員 日本が好景気のころ、いろいろな名目でもつて人を呼んだ、それがまた観光ビザみたいなので来て実は働いていた、ところが、不況になつてくるとどんどん首を切られちゃう、それらが残留して犯罪をふやしている。

私は、通常の犯罪の件数でいわゆる不法滞在者の犯罪件数というのは相当割合が高いのではない

かと思いますけれども、その辺の数字は把握していらっしゃいますか。

○三谷説明員 警察庁の方からお答えさせていた
先ほど、不法滞在外国人、平成十年時点で一
七万七千というお話を入管当局からございました
が、平成九年中の刑法犯それから特別法犯で私ど
もが検挙しました人員が約一万三千九百名でござ
います。この約一万三千九百名のうち、約六割強、
具体的には六二・五%が不法滞在者でございま
す。さらに、この内訳の中で、凶悪犯二百十三名
中百三十一名が不法滞在者六割強でございます。
○安倍(基)委員 今のお話の問題は、いわば即犯
罪に関連してくるわけでございます。私は警察の、
地元あたりで聞きますと、日本語もろくにわから
ないので、まず通訳をつけなきいかぬとか、い

るいろいろな種類の負担がかかつてくる。でございま

すから、これは本当に、それに警察は振り回され

ている状況が起りつつあるというふうにも聞

っております。これはもちろん警察の皆さんもよ

く御存じだと思いますけれども、この辺、やはり

長期的に考えまして、入国管理がすなわち犯罪と

も大いに連動しているということをよく御理解し

ていただきたいと思います。

ちょっと最後に、直接関係ございませんけれど

も、実は、従来から私は少年法の改正をしきりと

言つております。そのため諸外国の法制なども

自分で勉強しておりますが、今までの報道により

ますと、またこの委員会でも、大臣が少年法につ

いて、ゼロからじゃないけれども、今までの経験

はいろいろあるにしても、それなりの改正も考

え言をされておりますけれども、その後における少

年法の改正についての動きといいますか成果とい

いますか、その辺について御説明していただきたい

と思います。

○原田(明)政府委員 御指摘の少年をめぐる犯罪

という観点から、少年法の改正をめぐる論議が國

会におきましても極めて熱心になされているとい

うことにつきまして、私どももそのように受けと

めさせていただいております。

大臣の御発言等にも從来あらわれておるのでござ

りますが、適切に少年に対しても處遇を実現する

ためにも、とりあえずは、その基礎である事実認

定の問題等につきまして真剣に検討することが必

要というふうに考えておるわけでございまして、

平成八年十一月から、最高裁判所、日本弁護士連

合会と法務省との間で、少年審判に関する意見交

換会を開催してまいりました。そして、事実認定

手続を中心とする少年審判の現状と問題点につき

まして話し合いを進めてきたわけですが、本年一

月からは、その制度の見直し、具体的には、その

いる最中でございます。

凶悪事犯を含む少年事件の動向を踏まえまし

て、我が国の少年法制に対して示されております

とか、ニューヨーク州なんて七歳といふようなこ

ともあるらしい。これはいささか厳しいのじやな

いかという感じもいたしますけれども、いかにも

日本の刑事責任は年齢が高過ぎるというか、中学

生、高校生、人を殺したって絶対おれじゃ罪にな

らぬのだよというようなことを、もう最近の子供

はませておりますから、□にするような状況のよ

うです。

こう考えますと、私は、特に人を殺したり、こ

の間私はちょっと調べたのですけれども、中学生

でもう殺人だけじゃなくて強姦なんかもあるわけ

ですね。非常に凶惡がふえておる。これはやは

り、子供といえどもひどいことをしたら自分が罰

せられるんだという意識が徹底しなければ、本当

だ、私は、最終的に、いわゆる刑事责任年齢、そ

の辺にまで踏み込んだ検討が必要なんぢやないか

と。と申しますのは、御承知のように、戦後の少

年法というのは、若十その年齢を引き上げている

こと、御承知のようになつておりますね。

ちょうど諸外国の例を私は勉強させていただい

て、その年齢をどう定めているのですね。た

だ、私は、最終的に、いわゆる刑事责任年齢、そ

の辺にまで踏み込んだ検討が必要なんぢやないか

と申しますのは、御承知のように、戦後の少

年法というのは、若十その年齢を引き上げている

こと、御承知のようになつておりますね。

大臣の御発言等にも從来あらわれておるのでござ

りますが、適切に少年に対しても處遇を実現する

ためにも、とりあえずは、その基礎である事実認

定の問題等につきまして真剣に検討することが必

要というふうに考えておるわけでございまして、

平成八年十一月から、最高裁判所、日本弁護士連

合会と法務省との間で、少年審判に関する意見交

換会を開催してまいりました。そして、事実認定

手続に関しまして、少年審判の合議制の採用の問

題、検察官の一一定の場合における審判への関与の

問題等々につきまして、意見を最終的に交換して

に考えております。

○安倍(基)委員 私も調べてみると、例えば十歳

とか、ニューヨーク州なんて七歳といふようなこ

ともあるらしい。これはいささか厳しいのじやな

いかという感じもいたしますけれども、いかにも

日本の刑事責任は年齢が高過ぎるというか、中学

生、高校生、人を殺したって絶対おれじゃ罪にな

らぬのだよというようなことを、もう最近の子供

はませておりますから、□にするような状況のよ

うです。

こう考えますと、私は、特に人を殺したり、こ

の間私はちょっと調べたのですけれども、中学生

でもう殺人だけじゃなくて強姦なんかもあるわけ

ですね。非常に凶惡がふえておる。これはやは

り、子供といえどもひどいことをしたら自分が罰

せられるんだという意識が徹底しなければ、本当

にどうなるかわからぬ。この少年法の改正とい

うのは、単に手続だけではなくて、そういう実質論

まで踏み込んだ議論が必要なんぢやないか。

大体、ちょっと厳しくするとすぐ人権人権とみ

んな言うのですけれども、それじゃ被害者になる

者の人権はどうなるのだ。日本の社会といふのは

どうも加害者の人権ばかり大事にするけれども、

被害者的人権は本当に軽く扱われる。

でございますから、いわば年齢まで踏み込んだ、

大人の行うような犯罪については少年といえども、

大人並みのペナルティーを受けるんだというくら

いの厳しい姿勢がないと、日本は本当にこれから

少年犯罪、しかも麻薬なんかどんどんふえてく

る、そういう状況のもとに、甘ければいいという

ものではない。それは、加害者あるいは被害者の

父兄にとつては甘いことにこしたことはないで

しょうけれども、被害者の親にとつてはとんでも

ない話なんですね。どうも日本は人権人権とい

うの感覚がないと、被害者の人権を考えな過ぎる。しかも、

いつどこで起こるかわからない、相手構わずのよ

うな犯罪というのは、被害者といふのは潜在的被

害者がいるわけです。また、オウム事件なんかの

ような場合に、だれが殺されるかわからない。そ

ういう点で、アメリカなどは各州によつても

異なるといふところで、さまざまなか背景を

持つ制度がつくられているものだというふう

でございます。

第一類第三号 法務委員会議録第十一号 平成十年四月二十八日

れと同じように、だれが殺されるかわからないというときには、被害者の範囲があふるわけですね、潜むた被害者といいますか。

と申しますと、本当に社会防衛というか、よくアメリカあたりでは、性犯罪を行った者について、どこかに聞けば、この人はどこに住んでいるとかなんということを教えてくれるというような制度があるくらいだ。これは逆に、性犯罪を行った人間の人権という問題もあるのかもしれませんけれども、逆に、そういった性犯罪の常習犯というのはいつどうするかわからないというので、市民の自己防衛という意味から、そのプライバシーのいわば権利と社会防衛の調整点だと思いますけれども、何か、性犯罪をした連中の所在を聞こうと思えば教えてくれるという制度さえあるようです。これは、アメリカの憲法の問題で、いいのか悪いのかという問題は最終的に論議されていないようになります。

そこまで、やはりこれから少年法の問題も、いわゆる單に審理の手続面だけではなくて、もつと年齢まで踏み込んだ、基本的には、大人の行うような凶悪犯罪に対しては少年といえども自分が責任を負うんだ、自分自身が罰せられる、しかも、その周辺、親兄弟までみんなに迷惑がかかることの意識をきちんと組み込まなければ、これは少年犯罪に対して解決にならないと私は考えます。

この点、これはいろいろな議論もありましょうし、法制審議会の議論も必要かと思いますし、一般的の有識者の議論も必要でございましょう。これに一石を投じないで、単に手続面で、要するに検事の介在を認めるとか、たしか戦前の場合には、少年犯罪が起こったら、検事が大体審判所に送るか刑事案件にやるかという仕分けをしたようでござりますけれども、現在は家庭裁判所の裁判官の考へにゆだねられるというような話で、どうしても甘くなる。

この点について、大臣、これから少年法に取り組むのであれば、そういう年齢制限まで踏み込んで、何とか解決せぬといけないと思いますし、実際にあります。この点について、もう時間もございませんけれども、最後に大臣の御感想なり御見解なりをお伺いして、私の質問を終わらうと思います。

○下稲葉国務大臣 少年法につきまして、非常に奥の深い御意見を承りまして、感謝申し上げます。御指摘のように、私どもも問題を整理して二つ考えておりまして、一つは、今もお話しございました。私どもの考え方いたしまして、法曹三者で話を詰めてまいりました。私どもの考え方いたしましては、法曹三者でした審判手続の問題、これもいろいろな経緯がありましたが、刑事局長お話しのとおり、平成八年の十一月から法曹三者で話を詰めてまいりました。私どもの考え方いたしましては、法曹三者でございましたが、刑法にかけたいと大方の合意ができますれば、法制審にかけたいと思っています。そして、できれば次の国会、遅くとも、国会がどうなるかわかりませんが、次の通常国会までには、その問題については法律案というようになります。

それから年齢の問題、これも重要でございます。

年齢の問題につきましては、私は法曹三者だけの議論では不十分だと思っています。とりあえず今、法務省の中で矯正関係、刑事局関係それから保護

局関係あるいは法務総合研究所、その辺のところ

で、既存の資料を中心として、一応のたたき台み

たないものをを考えつつあるところでございま

す。

最初に、本改正法案についてお聞きをしたいと

思います。

本改正によって、台湾当局の発行する護照が日

本の入管法上旅券として扱われることになるわけ

であります。私は、やはり問題は、この法案と

一つの中華人民共和国との関係だと思うわけであ

ります。

一九七二年九月二十九日、日本国政府と中華人民共和国政府との間で取り交わされた共同声明の第二項ですが、「日本国政府は、中華人民共和国政府が中國の唯一の合法政府であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華

人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ボツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。」こ

とあります。

そこで、まず法務大臣にお伺いしたいわけでありますが、この法案は、決してこの七二年の日中両国の共同声明の基本原則を変えるものではない

ことです。

そして、これもいつまでもだらだらやつておる

わけにもいきませんので、ある程度の时限を切りまして御検討いただいて、そしてさらに法制審に

かけて、その結論をもつて国会へお願いしよう、

そこで、まず法務大臣にお伺いしたいわけでありますが、この法案は、決してこの七二年の日中両国の共同声明の基本原則を変えるものではない

ことです。

そこで、單なる決意の表明だけではやはり国際関係でありますから足りぬと思うのですね。今回

の法改正が、決してこの共同声明の基本原則に抵触するものではないということを示す根拠をはつきりとこの委員会で明示していただくことが必要

だと思うので、それをお述べいただきたいと思うのです。

○竹中政府委員 我が国は、日中共同声明に基づき、台湾との関係を非政府間の実務関係として維持しておりますが、台湾護照を我が國の入管

法上有効な旅券として取り扱うことは、日台間に

における民間交流の増大に伴う出入国関係事務の簡素合理化を目的とするものであり、これまでの政策に何ら変更を加えるものではありません。

今回の法改正におきましては、法文上も、「政令で定める地域の権限のある機関の発行したイ」、イの方には、日本国政府の承認する政府等と書いてございますが、「イに掲げる文書に相当する文書」としております。台湾当局を政府として承認したことにならないことは明らかでございます。

○木島委員 法文上の根拠を挙げられました。確かに、別の条項を段階につくつて台湾護照を旅券として扱うという形でありますから、それは、説明が成り立っていると思うわけであります。

さらに、私は、こういう扱いを諸外国はどうしているのかと。やはり諸外国で、中華人民共和国政府を唯一の合法政府としておる国々で、今回日本が法改正をするような仕組みをとつているのかどうか。たくさんのがそういう仕組みをとつているのであれば、それは日本国としても右へ倣えますから、段階の問題を生じるものではないと考えられますので、諸外国の状況について、わかる範囲で結構でありますから、御報告いただきたい。

○竹中政府委員 この問題に関して基本的に日本と同じ立場をとつておる国々の中で、主要な国、主な国の大半は、今回我々が改正して目的を達成しようとしていることを既にやつております。例えばアメリカ、カナダあるいは蒙州、ユーロッパ、韓国、タイ、イギリス、フランス等々でございます。

そのやり方でございますけれども、基本的に旅券の発行主体を、現行の我々の法律では、日本国政府が承認した政府ないし国が云々と書いてございますが、そういう書き方をしないやり方、したがつて、承認しないところについても発行主体として認められるというやり方が一つでござります。それからもう一つは、関係法令の中に旅券の定

義が書いていないというやり方でございます。その場合には、その国の関係当局者間で決めて、事実上これを認めていたというやり方でござります。

○木島委員 わかりました。そこで、外務省にお伺いしたいのですが、そういう日本政府、法務省の説明にもかかわらず、中華人民共和国政府は本改正に懸念を表明しているようであります。現時点での中華人民共和国政府として、決してこれが日中共同声明の基本原则に抵触するものではないのだということを説明するための努力は積み重ねておるのでしようか。その辺の事情をお聞かせいただきたい。

○阿南政府委員 本件法改正は、既に法務省の方から御説明ございましたように、事務の簡素合理化を目的とした国内措置であるということと、これが我が國の台湾に対する立場を何ら変更するものでないということは入管局長も御説明されたところでございますが、中国は、日中國交正常化以来、一貫して日本と台湾との関係については強い関心を持っております。これが仮に民間レベルの交流であつても、やはり日台関係が緊密化するということについては、過去の経緯もござりますので、中国は強い関心を持っているわけでござります。

○竹中政府委員 この問題に関して基本的に日本と同じ立場をとつておる国々の中で、主要な国、主な国の大半は、今回我々が改正して目的を達成しようとしていることを既にやつております。例えばアメリカ、カナダあるいは蒙州、ユーロッパ、韓国、タイ、イギリス、フランス等々でございます。

そのやり方でございますけれども、基本的に旅券の発行主体を、現行の我々の法律では、日本国政府が承認した政府ないし国が云々と書いてございますが、そういう書き方をしないやり方、したがつて、承認しないところについても発行主体として認められるというやり方が一つでござります。それからもう一つは、関係法令の中に旅券の定

策、立場を変えるというような印象を台湾側にも国際社会にも与えるのではないか、こういう点を懸念しているわけございまして、その点については、私ども、そういうことではない、日本政府の立場は折に触れはつきり表明してきており、今回の法改正も決してそういう趣旨ではないことは、私ども、そういうことではない、日本政

府の立場は折に触れはつきり表明してきており、今回の法改正も決してそういう趣旨ではないことは、私ども、そういうことが一つでございます。

○木島委員 十分説明していることあります。そこで、率直に聞きますが、参議院先議の法案でありますので、衆議院で可決しますと成立して、発効していくわけであります。中国政府からは懸念が表明されますが、この法改正の施行によって日中関係にひびが入るというような、そんな心配はないと伺つてよろしいのでしょうか。

○阿南政府委員 何事も慎重に対応しなくてはいけないと私は思いますが、中国側には趣旨、考え方を十分に説明しておりますが、この法改正の施行によって日中関係にひびが入るというような、そんな心配はないと伺つてよろしいのでしょうか。

○阿南政府委員 何事も慎重に対応しなくてはいけないと私は思いますが、先ほど申し上げましたように、中国側には趣旨、考え方を十分に説明しておりますし、中国側の反応と申しますのも先ほど申し上げたようなことでございますので、本来、これが中国側に悪い影響を与えるべきでないと思いますし、現在の中国側の対応から見て、冷静と申しますが、そういう対応をしてくるだろうと思つておりますので、この件に端を発して日中関係が悪化するという判断は持つております。

○木島委員 わかりました。ただ、本法が、そういう国際関係にさわる可能性のある法改正だけに、この法改正に伴う利益、これがはつきりとあるということが求められているのです。

そこで第一点でありますが、本改正によつて、これまでの渡航証明書から、中華民国護照が正式に旅券として認められることによる台湾住民の利益、便益、具体的にどんなものであるのかをまず御答弁いただきたい。

とでは入国できませんで、日本国領事官等の発行した渡航証明書の発給を受けて、これを所持して本邦に入国し、上陸の申請をするという必要があるわけでございますが、この新しい法案が通りますと、この渡航証明書を受けるという手続が省けます。

それからもう一つは、日本の入管法上の制度でございます寄港地上陸等に関しましては、有効な旅券を持つておることが前提でございますので、これまで台湾から来られた旅行者に関してはそれが適用がなかつたわけでございますが、これからはこれが適用になるという効果がございます。

○木島委員 次に、簡潔で結構であります。本改正によって、日本政府側にとって事務手続においてどの程度の合理化、簡素化になるのか。これもやはりきっと説得力ある説明が必要かと思うので、御説明いただきたいと思います。

○竹中政府委員 最近の渡航証明書の発給件数でございますが、これはもちろん旅行者の数ほどは多くないのですけれども、平成七年で四十八万、平成八年で五十七万、平成九年で六十二万というような数字でございます。これらの数字は、ほんの一例でございますが、これはもちろん旅行者の数ほどは多くの国と比べましても非常に高い数字でございます。これらにつきまして、普通であればビザの発給で足りるわけなんですか? それとも、一度渡航証明書を発給しなければいかぬということで、その点がなくなるということは日本国政府にとつても大きな便益がある、利益がある、それが本改正の一番の本当のねらいではないかとすらうかがわれるわけであります。

そこで、お聞きしたいのですが、沖縄の皆さんにとって台湾からの観光客が現在以上に一層大勢來ていただける、そういう経済的な大変大きな便益がある、利益がある、それが本改正の

動向でふえたり減つたりするわけですから、必

しかったい。

○竹中政府委員 旅行者の数は、そのときの経済

すこれでふえるとか減るとかいうことはもちろん言えないわけですけれども、この法律が施行されれば、台湾の方が日本に来られるときの出入国の手続が簡素化されるわけですから、当然台湾からの入国者の増加が期待されるわけでござります。

委員御指摘になつた沖縄のケースでございますが、沖縄につきましては、沖縄にお見えになる外国人、正確には沖縄の海港、空港から入国する外国人、これは約十六万人おりますが、そのうちの十四万人が台湾から来られる方ということでお一〇%という高い数字になつております。

そういうことで、この今回の簡素化、合理化で台湾から日本に来る旅行者がふえれば、そのうち日本の中でも非常に台湾に近い沖縄、その沖縄に対する効果は小さくないと考えております。

○木島委員 先ほど、本改正が成立いたしましたと、台湾護照が旅券として認められ、日本の国内法上寄港地上陸が可能になるというお話をありました。

私はここに、平成九年十一月の、沖縄県が策定した「国際都市形成に向けた新たな産業振興策・経済の振興と規制緩和等検討委員会報告書」を受けて」と題する文書を持ってきていたのですが、その第四項に「入国手続きの簡素・合理化」とございます。「現在、我が国は諸般の事情からアジアの多くの国に対しては査証取得を義務づけており、本県の近隣諸国からの観光客誘致上、一つの隘路となつていて。海外からの観光入域客等の増加を図るために、入国手続きの簡素・合理化を推進する必要がある。」として、先ほど御答弁にありました寄港地上陸の問題も含む幾つかの点について指摘をしております。これは国、入管行政に対する要望という形であろうかと思いま

す。
そこで、「二つ三つお聞きしますが、一つは「査証手続きの簡素・合理化」という要望です。「团体旅客に対する査証申請書類を簡素化するとともに、数次査証の滞在期間を九十日に、有効期間

を五年に延長し、併せて査証料を免除する。」こという要望があるわけであります。本改正によつて台湾護照が旅券となるという場合の査証手続の簡素合理化、現状とこの要望に対する今後の見通し、どの程度要望にこたえられるのか、お答えいただけませんか。

○内藤説明員 沖縄県よりは先生御指摘のとおりの要望が出てることを我々は承知しております。現在、これらの方々の要望についてできる限り前向きに検討しているところでございます。

○木島委員 前向きといふのはやる方向で頑張るという意味でありますから、進めていただきたいと思うのです。

二つ目には「特例上陸の許可条項の拡大」という要望であります。入管法第十四条の「寄港地上陸に規定する行動範囲は「当該出入国港の近傍」といふ要望であります。この要望は、那覇の港に着いたときの当該出入国港の近傍というの

どの辺までを現在認めているのか。この要望は沖縄県内一円とする。」こういう要望であります。

○竹中政府委員 議員御指摘のとおり、法律には、出入国港の近傍に上陸するところとその要件になつておりますが、沖縄の現状に關しましては、那覇空港それから嘉手納空港については沖縄本島全部を対象にしております。

○木島委員 では、もう一点だけお聞きします。

この要望のもう一つに、入管法「第十五条に規定する観光通過上陸の許可については、本邦の他の出入国港での帰船のみを認めていたが、沖縄の場合は同一出入国港からの帰船についても許可

ういう要望であります。これも現状との要望

についての受けとめ、御答弁いただきたい。

○竹中政府委員 通過上陸につきましては、同じ

入つて別の港から出るというのがまずこれは大原則でございますので、これを変えることは難しいということだと思います。

ただ、沖縄の場合には、先ほど言いました寄港地上陸、これでかなり救われる面があるのでないかと思います。いずれにしろ、この法案が通りませんと寄港地上陸を認める前提自体がございませんし、今度の法律が通ればこれをやるという前提条件ができるわけなんですが、先ほど私は今の現状では那覇空港に關しては沖縄本島だけだといふことを申し上げましたけれども、沖縄からは、先ほど来先生から御指摘ありましたように、これを沖縄一円にしてくれないかという御要望がござります。これについては我々も検討するつもりでございます。

○委員長退席、八代委員長代理着席

〔委員長退席、八代委員長代理着席〕

○木島委員 ありがとうございます。

本改正法案は国際関係に触れる内容を持つたものであり、それを乗り越えて、沖縄の便益また台湾住民の便益を図るという基本的な目的があるわけですから、最大限取り外せる制約は取り外して、その沖縄県民の要求にもこたえるように、先ほど検討すると言つた点は速やかに検討し、実施の方

に向けて善処していただくようにお願いをしておきたいと思います。

そこで次に、入管行政にかかる問題であります。いわゆる統一協会、世界基督教統一神靈協会の創始者である文鮮明が本年六月日本に入国するための工作をしているのではないかという情報があります。あるようありますが、法務省は、これを把握しておりますか。

○木島委員 基本的に、現在、文鮮明は入管法五条に該当する人物であると確認していいですね。

○竹中政府委員 そのとおりでございます。

○木島委員 それで、今全国のいろいろな団体、例えば統一協会のいわゆる靈感商法によつてたくさんの方々が大変な被害を受けておるんです。私も、もう何件もそういう相談に乗り、解決のため

努力をした経験は持つてゐる一人であります。が、例えばそうした弁護士のグループ、全国靈感商法対策弁護士連絡会等々から、本年六月、文鮮明が日本に入国するんじやないか、その工作をしてるんじやないかという情報があるのを受け

て、これはきつと入國は認めないという措置を法務省としてとつてもらいたいという要求がたくさん法務省に寄せられていることは御承知のこと

の入管法では、この人物は基本的には日本への入国は認められないと考えるものであります。法務省の現在の見解はどうでしょうか。

○竹中政府委員 おっしゃるとおりの状況にございまして、文鮮明氏の入国につきましては、過去の経緯等も踏まえて慎重に対処する必要があろうかと考えております。

○木島委員 日本に入国することができない仕組みになつているということ、具体的にもつと法的に説明していただけませんか。

○竹中政府委員 入管法の五条に退去強制事由というのがございまして、その条文にひつかつた場合には、基本的にまず入れないという判断を

します。これについては我々も検討するつもりでございます。

○木島委員 ただいまの局長のを補充してちょっと申し上げます。

入管法では五条で上陸拒否事由に該当しますが、入管法十二条の規定により、特別の事情があれば法務大臣はその上陸を許可し得る、こういうふうになつているのが入管法の立場でございます。

○大林説明員 ただいまの局長のを補充しておきます。

入管法では五条で上陸拒否事由に該当しますが、入管法十二条の規定により、特別の事情があれば法務大臣はその上陸を許可し得る、こういうふうになつているのが入管法の立場でございます。

○木島委員 基本的に、現在、文鮮明は入管法五条に該当する人物であると確認していいですね。

○竹中政府委員 そのとおりでございます。

○木島委員 それで、今全国のいろいろな団体、例えば統一協会のいわゆる靈感商法によつてたくさんの国民が大変な被害を受けておるんです。私も、もう何件もそういう相談に乗り、解決のため努力をした経験は持つてゐる一人であります。

が、例えはそうした弁護士のグループ、全国靈感商法対策弁護士連絡会等々から、本年六月、文鮮明が日本に入国するんじやないか、その工作をしてるんじやないかという情報があるのを受け

て、これはきつと入國は認めないという措置を法務省としてとつてもらいたいという要求がたくさん法務省に寄せられていることは御承知のこと

この要求に対する基本的な姿勢をまず法務大臣からお聞きをしたいと思います。

○下稻葉国務大臣 いろいろ御指摘ございましたが、諸般の事情を踏まえて慎重に対処してまいります。

○木島委員 統一協会は、先ほど申し上げましたように、全国各地で靈感商法と言われる反社会的なやり方でさまざまな物品を法外な値段で売りつけたりしてたくさんの方々が生み出しているわけであります。全国でいわゆる金集めの集会なども開いております。

そこで、経済企画庁、お呼びしております。経済企画庁が所管する全国の消費者センターに寄せられた被害の実情を、できるだけ数字なども挙げながら明瞭にしていただけませんでしょうか。

○飛田説明員 国民生活センターにおきましては、消費生活に関する消費者の苦情に対応したり、それから、各地の消費生活センターに寄せられた苦情、相談を收集、分析いたしております。

これによりますと、靈感商法を含みまして、占い及び祈禱サービス等を含む開運商法という形で分析いたしてございますが、開運商法に関する全国の苦情相談件数、これは平成四年度には約二千件ございました。平成五年度、六年度、七年度は約一千五百件で、八年度、九年度におきますと約九百件、このぐらいの数字になつてございます。

○木島委員 被害額というのはつかんでおりますか。

○飛田説明員 申しわけございませんが、被害額については把握いたしておりません。

○木島委員 これは公的セクターではございませんが、先ほど指摘をいたしました全国靈感商法対策弁護士連絡会というのが直接に相談に乗つた分についての被害集計をとつております。これはもう私の方から示しますが、それによりますと、一九八七年から一九九七年までの十一年間、全国でいわゆる靈感商法等によって受けた被害について相談に乗つた件数が一万八千八百四十一件、被害

総額が何と七百億五千九百八十三万七千五百円というすさまじい金額に上つてゐるわけであります。

昨年一年間だけをとつてみましても、例えば被

害弁連の東京分だけでも、相談件数が五百八十二

件、被害総額が十二億四千百二十二万五千六百円、

東京を除く全国の取りまとめと相談件数五

十六件、そして被害総額が八億四千七百八十六万

四千八百円。膨大な金額になつています。

この弁連の取りまとめでは消費者センターの分

についても数字が載つております。昨年一年間

だけで消費者センターは百五十三件、八千三百七

十六万六千九十一円の被害。弁連の方がちゃんと

被害額をつかんでいるじゃないですか。何で経

済企画庁はここで答弁できないのか、遺憾だと思うんで

す。消費者センターがつかんだやつも含めまして

昨年一年間だけで七百九十一件の相談、そして二

十一億七千百八十五万六千四百九十一円の被害

額。現に、今日なおこういう大変な被害を各地に

まき散らしているわけであります。

被害弁連の取りまとめによると、例えど

んな商品別の被害状況になつてゐるかといいます

と、一番多いのが「献金・淨財」、昨年一年間だ

けであります。三百七十二件で被害額が六億

八千七百四十四万四千二百円。その次に多いのは

「ビデオ受講料等」ですか、五十八件、三百七十

件、二千二百六十万五千五百五十円。それから印

鑑「四十九件、一千五百二十二万二千九百七十九円。

それから「宝石類・毛皮」、これが四十四件、二

千五百七十五万八千八百円。こういう状況であります。

そこで、警察庁もお呼びしているわけであります

が、統一協会及びその会員が引き起こした、こ

うしたいわゆる靈感商法と呼ばれるようなさまざま

な詐欺的手法に基づく事件が刑事案件としても

告発されたり立件したりしている方がたくさん

ありますかと思うんです。警察庁が取りまとめた被

害の件数、また被害額、詳しく御答弁いただき

たい。

○柴田説明員 過去五年間に警察庁に報告がございました悪質商法に係る事件の検挙のうち、統一

協会に関係があると判明しておるのはございません。

○木島委員 惡質商法で警察庁がつかんでいるのは何件なんですか。そのうち統一協会にかかるものはございませんというのは、そういう内訳は全部明らかにされているのですか。

○柴田説明員 惡質商法もさまざまなものがございますが、いわゆる靈感商法、靈視商法というのも限つて見てまいりますと、この五年間で十七

事件の三十三人を検挙いたしております。この内訳は、祈禱料をだましにいったのが八事件、印鑑、仮像などを販売したもののが九事件。罪名的には、

詐欺あるいは恐喝あるいは訪問販売法、多岐にわたりでございますが、先ほども申し上げましたよう

に、そのうちに統一協会に関係していると判明しているものはないという状態でござります。

○木島委員 統一協会という名前ではなくて、言つてみれば統一協会のダミーのようないろいろな団体がつくられているわけですが、いわゆる関係団体と/orのようですが、そういうところから

の被害についても警察は一件も把握していない、そういう意味でいいのですか。

○柴田説明員 ただいま申し上げましたのは、事件として検挙した件数を申し上げているわけでございまして、先ほど先生がおっしゃつておられました連絡会の弁護士先生方等も含めまして、相談等は受けているという状況でござります。

○木島委員 それなら、相談件数を言つてください。

件数と金額。

○柴田説明員 詳細、件数等については把握して

おりません。

○木島委員 私は、これだけ大きな問題が現にま

だ起きているという状況にあって、警察の対応は非常に手ぬるい、おかしいと思われるを得ないのですね。もつときちつと、警察の目的に従つて承

知してほしいと要望だけしておきます。

時間の関係で、文部省にお聞きしたいと思うのです。

統一協会は宗教法人法によつて設立を認められ

た宗教法人であります。文部省が所管している

と聞いております。所管庁として、このような数々の反社会的な行為をどう把握しているのか、把握している内容を明らかにしてほしいと思います。

そもそも、宗教法人としての設立が認められた法人であるわけですが、文部省として、この組織をどう総合的に認識しているのか、御答弁願いたい。

○前川説明員 いわゆる統一協会、世界基督教統

一神教協会は、昭和三十九年の七月に、当時の所

轄庁であります東京都知事から認証を受けまして

設立された宗教法人でございます。渋谷区に所在

地がございまして、代表役員は、現在、本年の三

月より江利川安栄という者が代表役員をやってお

る、そういう宗教法人でございます。宗教法人法

の改正に伴いまして、平成八年の九月より、所轄

庁が文部大臣に移つております。

この統一協会につきましては、マスコミ等でさ

まざまな問題が指摘されていくということは私どもも承知しております。私どもいたしましては、

所轄庁の立場で、所轄しております法人というこ

とで、統一協会から任意に事情聴取するというこ

とはこれまでもしてきております。また、統一協

会をめぐる裁判がたくさん起つておるというこ

ともも承知しております。裁判の相手方となつて

いる方々、特に被害弁連の方々からもお話を伺つ

ておるということござります。

これまでの裁判例といたしまして、最高裁判まで

上がつたものもござりますので、このよだな裁判

例につきましても詳細を検討しておるということござりますが、私どもに法律上与えられてお

ります権限というのは宗教法人としての法人格

を与えるか与えないかということについての権限

に限られております。

具体的に申し上げますと、営利事業、収益事業

を行つたような場合につきまして、これが宗教法

人としての目的に反するような場合にその収益事業の停止を命ずることができる。また、認証後一年以内に限りましては取り消しができますけれども、統一協会につきましては一年を超えていると、いうことで、私どもでできますのは、裁判所に対しまして解散命令の請求をするという手段があるわけでございますけれども、これは法令に違反して著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたというようなケースに限られております。

私どもといたしましては、これまでの統一協会をめぐる訴訟等の動きを見ておりますけれども、この解散命令の請求に当たるようなところまで至つてはいるという判断はしておらないわけでございまして、私どもとしては、今後とも関心を持つて見守つてしまいりたいと思っておりますけれども、法律上の権限を発動するというところまではまだ至っていないところが現状でございます。

以上でございます。

○木島委員 質問を変えますが、文鮮明は九一年三月に日本に入国しているわけであります。故金丸信代議士等の口過ぎによって、東北アジアの平和を考える国会議員の会との意見交換が、いわゆる特別事情として入国を認められた理由になつたようを見受けられますが、改めて私は法務省に聞かたいと思うのです。

当時、我が党も参議院法務委員会でこの問題を取り上げまして、入国を認めるべきではないという立場で質問した経験を持つております。さかのばる話でありますが、あのとき入国を認めた根拠は何だったのですか。

○竹中政府委員 当時の入国した際の入国情的が、今後の朝鮮半島及び北東アジアの平和のあり方について、我が国の北東アジアの平和を考える国会議員の会のメンバーとの意見交換にあるといふこと、及び米国で受けた刑の確定後既に七年余

りが経過していることを考慮して、その上陸を特別に許可したのでございます。

○木島委員 国会議員の会との懇談が中心的な入國目的と伺いましたが、九二年に、文鮮明は法務省の許可を受けて、三月二十五日に日本に入国しましたというのにはオウム真理教一件でございました。この間の文鮮明は法務省はつかんでおりませんが、当に入国目的で徹しておられたのかどうでないのか、本法務省はつかんでおります。

○竹中政府委員 文鮮明氏は、当時日本に入国した後で、北東アジアの平和を考える国会議員の会のメンバー等の国会議員の方々と意見交換を行つておりましたと承知しております。

○木島委員 統一協会歴史編纂委員会というところが「史報」という文書を発行しているわけです。ここに、「一九九一年の三四月合併号でどうか、日から四月一日までの文鮮明の行動が克明に記載をされております。

簡単に拾つただけでも、三月二十六日、信者の歓迎会出席。三月二十七日、本部教会で一千人の信者、四百人の職員らへの講義、三百名のアジア平和連合の幹部に講義。三月二十八日、名古屋で信者に講義。三月二十九日、大阪の宝塚練習所で一千人の信者に講義。三月三十日、統一協会傘下企業である株式会社WACOMを視察し、その後、議員との夕食会に参列。さらに三月三十一日に、統一協会の事業部的存在である株式会社ハッピーワールド、いろいろな問題を起こして社会的にも名前が取りざたされた企業であります。これを視察し、そこで議員との懇談になるわけです。中曾根、金丸各議員と順次会談、統一協会傘下の新聞社である世界日報視察。

こういう一連の足取りを見ますと、ことし六月に文鮮明が日本に入国する動きがあるということになると、文鮮明が日本に入国するということになるふうに私は伝え聞いておりますけれども、こういふ状況であります。九一年の状況もありました。

先ほど答弁が一步前進したように思いますが、こういう活動があえれば、ますます詐欺的商法による被害者が全国各地にふえるということになるんじゃないのでしょうか。法務大臣にこれは答弁をいただけますか。

よう、九一年三月末から四月への入国については、今御答弁にありましたように、国会議員の会との意見交換というのは、これは確かにやりますけれども、その前段に彼がずっと行動したように、ねらいは、その前段に彼がずっと行動したように、自分の組織内の活動だったのじやないかと指摘されているわけですが、こういう見方がもつともじやないかと思うわけであります。

先ほど、被害弁連の被害額を出しました。九二年、彼が入国したこの年、全国で千七百件を超える被害をして六十二億近くの被害額。以下、九三、九四、ずっと毎年莫大な被害を出している。無法なことをして、不当なことをして国民から金を巻き上げる、そういう人たちに対するいわゆる抗議というのをやつているのですよ。

そうしますと、私は、改めて振り返つて考えて、九二年三月に法務省が国会議員の会との懇談を名目に文鮮明の入国を認めたというのは、いわゆる特別事情を法律上使つたのでしょうかが、やはり正しくなかつたのじやないかと指摘せざるを得ないわけです。どうですか。

○竹中政府委員 上陸許可をした外国人については、その在留中の活動の把握に努めておりますけれども、前回の文鮮明氏は、基本的には入国情的の範囲内での活動をしたと承知しております。

○木島委員 本当に理屈にならぬですよ。最後の日に、夜から次の日にかけて国会議員と懇談しただけじゃないですか。その前に何日間も、信者を集め、数千人ですよ、大集会をやつて檄を飛ばしているじゃないですか。今、法務省は本当にそんな立場でいるんですか。それだったら、またこうした被害はますますふえる。

先ほど人権という問題も指摘されましたね、被害者の人権こそしつかり守らなければいかぬと。こういう活動があえれば、ますます詐欺的商法による被害者が全国各地にふえるということになるんじゃないのでしょうか。法務大臣にこれは答弁をいただけますか。

別許可が認められている条文でございまして、この適用によって前回やつたものだと思いますが、委員の御発言の趣旨も私はよくわかるわけでございます。

先ほど申し上げましたように、従来の経緯を踏まえて、慎重と言いましたが、極めて慎重に対処いたします。

○木島委員 ここに、世界平和統一家庭連合、これは統一協会の下部組織といいますか関連団体の一つであります。これが「全会員の皆様へ」と書かれておりました。これが「救世、救國」のための「全国訓説大会」と「特別精誠獻金」についてと題する文書であります。ここで、大変な金集めの号令を出しているのですよ。

特に日本におきましては各家庭が、二月一日、御聖誕日というんですか、これまでに百六十万円、日本全国としては四億ドルを救国支援することにより、相対国家、母の国としての位置を復帰する信仰基台を立てることが願われております。こればかりは、二月。四億ドル、すさまじい金をこの日本国内で集めまくれば号令を発しているのですよ。そのための入国情的じやないのですよ。

○木島委員 本当に理屈にならぬですよ。最後の日に、夜から次の日にかけて国会議員と懇談しただけじゃないですか。その前に何日間も、信者を集め、数千人ですよ、大集会をやつて檄を飛ばしているじゃないですか。この団体から長野市に對して使用申請が出していた。しかし、もう現地は大反対ですよ、当然。それで、抗議運動が展開される中、どうも長野市のエムウェーブ、オリエンピック会場の使用申請は取り下げたか撤回したというふうに私は伝え聞いておりますけれども、こういう状況であります。九一年の状況もありました。

先ほど答弁が一步前進したように思いますが、こういう状況でありますから、もう入国を断じて認めるわけにはいかない。禁錮一年ですか懲役一年ですか、実刑判決を受けた経験を持った人物であるわけで、入管法上の基本原則からいつら入国は認められないですから、認められないと

いう態度を貫けばそれでいいんじゃないですか。法務大臣、どうでしようか、ここで、仮にそういう申請があつても受け付けるわけにはいきませんと答弁できないんですね。

○下稲葉國務大臣 十分慎重に対処いたします。

○木島委員 大分修飾語が変わりましたから、時間の関係でこの辺にしておきますが、單に入国を

法律に基づいてきちっととめるというだけではなくて、現に全国各地で展開されているこういう違法、不当なやり方、これに対しても法務省としてもきちと監視をするということをお願いしておきたいと思います。

時間がもうなくなつてしまひましたので、最後に一点だけ違う問題、中国残留孤児の問題についてお聞きをいたします。

外務省、厚生省にお聞きしたいのですが、昭和五十九年三月十七日に日中両国政府間で中国残留孤児問題の解決に関する口上書が交換されたとお聞きしております。簡潔で結構ありますから、どのような取り決めがなされたのか。

ついでに、時間の関係がありますので、中国残留孤児の日本への帰国者の数は幾らか、そのうち身元が判明した者の数、未判明の者の数、それをお聞きしたいと思います。

○松永説明員 口上書の関係は外務省からお答えいただきますけれども、中国残留孤児の永住帰国者の数は、四十七年の日中國交正常化以後のことの三月末まで二千百八十七人でございます。内訳でございますが、身元の判明孤児が一千六人、身元の未判明孤児は一千百八十一人でございます。

口上書の関係は外務省からお答えいたします。○阿南政府委員 昭和五十九年当時の口上書が今まで手元にございませんので内容の詳細は申し上げかねますが、基本的な考え方方は、中国側の協力を得て、孤児の皆さんの存在を調査して、日本における親族との出会いを実現するよう日中で協力していく、そういう取り決めを口上書で交わしたわけでございます。

○木島委員 簡単に申し上げますが、口上書が取り交わされて、中国に残る孤児についての帰国に対する法律というものが成立いたしました。そしてまた、日本に来た皆さんへの自立のための援助ですか、それがいろいろな形で、主に厚生省を中心として取り組まれております。大変ありがたいことだと思います。

その中で、平成六年四月六日に、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律というものが成立いたしました。そこで、第一条の「定義」のところに、

この法律において「中国残留邦人等」とは、

一 中国の地域における昭和二十年八月九日以後の混戦等の状況の下で本邦に引き揚げるこ

となく同年九月二日以前から引き続き中国の

地域に居住している者であつて同日において

日本国民として本邦に本籍を有していたもの

及びこれらの者を両親として同月三日以後中

國の地域で出生し、引き続き中国の地域に居

住している者並びにこれらの方に準ずる事情

にあるものとして厚生省令で定める者

こういう定義でありますから、中国残留孤児とい

うのは日本人であるという、たまたま、戦後のあ

あいう状況の中で中国人に助けられ、中国人に養

育され、中国国籍も取得して生活をしているで

しょう。しかし、それは歴史上的事情があるから

であつて、日本人である。そして今回、口上書によつて日本に帰還する。また、この法律によつて救済される。これはあくまでも日本人、歴史上の大変な被害を受けた皆さんへの援助をすべきだ

いう観点から立法され、この法律に基づいて、今厚生省を中心にしてさまざまな支援が行われていると思うのです。

厚生省にお聞きしたいのですが、この支援とい

うのは、もう国籍とか戸籍が、現に、形の上でど

うかということにかかわらず、日本人であるといふ観点でこういう支援を行つて理解するも

のであります、そんな理解でいいのでしょうか。

○松永説明員 お答えします。

中国残留孤児は日中両国政府によって日本人だと認められた人間でございますので、国籍や戸籍

の要件とかかわりなしに保護対策を実施しているところでございます。

○木島委員 ありがとうございます。

それで、最後に法務省にお聞きしたいのですが、こういう法的地位にある中国残留孤児の皆さん

が、もう今六十ぐらいになつていいでしょう、二世、三世を連れて日本国内に入国して永住するわ

けであります、お聞きをいたしますと、そういう皆さんに對して、法務省は今なお外国人として扱つて、指紋押捺をさせ、外国人登録をさせてい

る。これが非常に精神的な衝撃を受ける。また、三世なんかは今、小学校、中学校という年代であ

りますが、外国人として扱われて、そのことゆえのいじめに遭つて、大変な社会問題にもなつていい

る。そういう状況を是正、打開してもらいたいと

いう、大変深刻なる要請が来ているわけであります。

私は、少なくとも残留孤児を、今厚生省がお述べになりましたように、中国政府も日本政府も日本だということを認定したから、この法的ルールの上に乗せて、帰還を認め、永住許可を認め、国籍取得なんかも容易にさせているのですから、それを、法務省が入ってきた皆さんを外国人として扱つて登録させる。これはもうやめるべきじゃないか、やめてほしいと思うのですよ。

もう時間だというので、法務大臣、どうですか、

そういう方向に向かつて行政を転換するという決意を述べただけませんでしょうか。

○大林説明員 お答え申し上げます。

そういう方向に向かつて行政を転換するという決意を述べただけませんでしょうか。

中国残留孤児のうち、日本国籍が判明している

までもございません。

しかしながら、日本国籍があることがやはり判然としない、しかも、中国側が中国旅券で帰国さ

せる、こういう方々につきましては、私ども、入

管法、外国人登録法上は、とりあえずやはり外国人としての入国及び外国人登録の手続をとらざるを得ない、こういう状況にございます。

○木島委員 中中国政府が中国旅券で入国させると認められた人間でございますので、国籍や戸籍

の要件とかかわりなしに保護対策を実施している

この法律の基本精神、口上書の基本精神は、中

国政府も日本政府も、中国に残留した、そういう

日本人であるということを認定したからこそ、救済の手を差し伸べているのでしよう。

だから、入国の手続は、その手続があるから

ようがないかもしまじぬです、入管法を使ってもし

ようがないかもしまじぬ。しかし、一たん日本に上陸した以上は、もうそんな法的手続はやめて、こ

れはきつちりした日本人として待遇をする。

今日本国籍がなかなか取得できないというの

は、もう戦後五十年たつていて、なかなか昔のいろいろな状況を収集しても国籍取得が困難な皆さんであろううと思うのです。そんな皆さんだ

ようがないかもしまじぬ。しかし、一たん日本に上陸した以上は、もうそんな法的手続はやめて、こ

れはきつちりした日本人として待遇をする。

あなたは外人だ、外国人登録せいなんというの

は、そういう皆さんに對してはとんでもないこと

だと私は思うので、政策転換の方向に踏み出すことを法務大臣に一言お願いして、終わります。

○下稲葉國務大臣 細かくはいろいろな問題があ

ろうかと思いますが、大筋としては非常に大切な問題でございますので、その辺のところを受けまして、前向きに検討いたします。

○木島委員 終わります。

○ 笹川委員長 保坂展人君。

今回の入管法、難民認定法の改正問題に当たつて、まず、中国との関係について二点ほどお尋ね

ここれまで、台湾からの日本への入国者が極めて

変則的な手続で日本に渡航をしていました、そのところを簡素化してというこの法案の趣旨でござりますが、これは台湾当局を入管法上の旅券の発行機関ということで正式に認めることになりますしな

いか、このことは、中国政府に対して、我が国が台湾当局を合法政府というふうに認知したとの同様の印象を与えるのではないかと懸念を感じるのですが、中国との関係を十分に配慮した上で今回の法改正だったのかどうかについて、これは外務省、法務省、両方聞きたいと思います。

○阿南政府委員 中国との関係についてのお尋ねでございますので、外務省の方から、まずお答えを申し上げます。

今先生おっしゃいましたように、まさにそういう印象を与えるかねないという懸念があつたということは事実でございまして、中国側も確かに当初そういう懸念を表明していたわけでございますので、私どももこの法改正作業の当初から、中国側のそういう懸念に十分配慮いたしまして、何度も、この法改正の趣旨、日本政府の基本的立場、決して台湾に対する日本政府の、日中國交正常化との共同声明に明記されました立場が変わらなければないということを、十分に説明をしてきた経緯がございます。

○竹中政府委員 現行の入管法では、旅券の定義が書いてございますが、そこで、関連の部分だけ申しますと、日本政府の承認した外国政府の発行する云々ということが書いてあるわけでございまして、このままでは台湾護照も認めるわけにいかないということで、今回の改正では法文上も、さつき言いましたようなことが書いてある部分ですが、「政令で定める地域の権限のある機関の発行したイに掲げる文書に相当する文書」、こういう書き方になってしまっておりまして、台湾当局を政府として承認したものにならないことは非常にはつきりと明記しているつもりでございます。この懸念に対して、今回の法改正、確かに台湾からたくさんの方がいらっしゃるようて、便宜的な改正であるということは、この懸念を踏まえても十

分に中国の理解を求めることができるのか、もう一回外務省にお願いします。

○阿南政府委員 事実関係いたしまして、先般ロンドンで行われました日中外相会談で、先方からこの問題が提起されたということはございません。すなわち、外相レベルでこの問題が中国側から持ち出されたということはないということです。

○阿南政府委員 中国が、日本と台湾との関係、そして本法令改正に関心を持つていることは事実でございまして、私どもそういうことで累次説明をしてきております。

ただ、日中の政治問題、過去の例から見ましても、十分慎重に対処しないと意外に大きな問題に発展するということも間々ございますので、私どもも、その点については中国側の懸念にも十分意を用いまして、中国側は、運用等の面でも対外的に誤解を与えないように注意してもらいたい、慎重に対処してくれといふことを言っておりますので、その点については十分に留意をする必要があるというふうに考えております。

○保坂委員 では、今の、中国側に十分理解を求めるということを本当にきつちりやついていただくというの問題を改めて要請をして、次に、入管の取り扱いの問題に移りたいと思います。

UNHCR、大変日本にもなじみの深い国連の組織ですけれども、日本の難民認定機関に申請をして、そしてついに取り下げて第三国に出国をする人たちがこのところふえているということが新聞等で伝えられております。どのくらいの人数の人が例えどんな国にここ最近は出国していくのかということを、法務省にお答えいただきたいと思います。

○竹中政府委員 平成七年以降でございますが、我が国が難民として認定しなかつた者の中うちU.N.H.C.R.が難民と認定して第三国へ出国させた例は、五件八名と承知しております。行き先でございますが、ノルウェー、デンマーク等北欧の国が中心でございます。

いたように、難民認定が年間でたった一人、そして、待つても待つても結論が出ないので、これはU.N.H.C.R.に直接願い出て、もうこの国での難民申請はあきらめるというふうになつていていることは、入管行政として甚だ動脈硬化をしているといふふうに思ひませんか。この点の見解をただしたいと思います。

○竹中政府委員 私どもいたしましては、入管難民法に基づきまして、誠実にこの認定業務をやつておられるつもりでございます。

○保坂委員 実は、去年もこの委員会でこのことを聞いているわけなんですかとも、そのときにも、なるべく速やかにその認定がおりるよう努めをしたいということを答弁で答えられている。

一年たつたんです。どのくらい速やかにありますか。努力をしてこういうところが、入管のインタビューにしても手続にしても、例えば、去年半年かかっていたものがことはもう一ヵ月でできるようになつてあるというような具体的な前進はございますか。

○竹中政府委員 昨年も委員から同じ指摘を受けまして、それを踏まえて入管サイドでも幾つかの努力をしております。その最大のものは処理案件をふやすということでございまして、それまでは、難民調査官というのはもちろん当然いるわけですけれども、これが日本全国の地方入管に散らばつておりまして、その結果、専従者というのはほとんどないという状況でございました。それを改めまして、基本的に、ヒューマンリソースを東京局と大阪局、特に東京局に集中するということをこの間の国会の御審議の後始めております。

その結果、今東京局では専任の難民調査官が三名、それに専任の事務官が二人ということで、専任五人でやつておりますという体制になつております。大阪はもっと少ないですが、難民調査官が三名、それ専任の事務官が二人ということで、専任五人でやつております。人権を守る、あるいは軍事的な圧制でも変わらないのか。そして、これだけ多くのビルマの難民申請の方が日本において結論が出ないという状況を外務省はどうとらえるのか。お答えいただきたいと思います。

○阿南政府委員 ミャンマーの国内情勢につきま

しては、先生今御指摘のような要素があることはあります。人権を守る、あるいは軍事的な圧制でも変わらないのか。そして、これだけ多くのビルマの難民申請の方が日本において結論が出ないという状況を外務省はどうとらえるのか。お答えいただきたいと思います。

○阿南政府委員 事実でございまして、これは、一番大きな内政上

の問題、国際社会が問題にしております点は、現在の政権、軍事政権とNLD、スー・チー女史が率いる民主勢力との関係対話が行われていない。そういうことがミャンマーの民主化という観点から遺憾とされているところでございまして、そういうことに加えて、少数民族問題等ももちろんござります。人権問題が存在していることは事実でございますが、政府といたしましては、累次現在の政権に対して、政治面では民主勢力との対話を進めるように促すとともに、人権状況の改善についても、これも累次申し入れをしているところでござります。

ODAというようなお話をございましたが、ミャンマーのそういう状況は国内では余り変わっていないのでござりますけれども、やはり昨年七月にASEANに加盟してから、周囲の、特にASEAN諸国のミャンマーとのつき合いというのが随分変わってきておりまして、何とか国際社会に引き入れようという努力が周辺の国から行われております。そういう中で、先生おっしゃいましたODA、言及されたのはヤンゴン国際空港のことも含めてかと思いますが、そういう中で、日本は安全面の改善ということに限ってODA案件を再開した。再開というのはその案件に限つてございますが、そういう事実がござります。

○保坂委員 どうも答へが、外務省なので外ばかりの答えでしたけれども、外交というのは国内もあるわけでございまして、ビルマの軍事政権の圧制を逃れて、日本国内にこれだけの方が今おられる。そして、これはもう一度法務省に戻りますけれども、ビルマからの難民申請者で、申請中に身柄を収容されている方も今いますね。これは、UNHCRの定めた、申請中の者は身柄を拘束すべきではない、こういった執行委員会の報告に明らかに矛盾するのではないかと思ひます。

今、入管の方ですぐ出ますか、ビルマの方が何人申請しているのかという数字。もし出たらそれもあわせてお願ひをしたいし、今の外務省の軍事政権という言葉もあつたわけですから、まさに難民申請に値する事情がある方たちが多数含まれていることに対し、法務省入管の姿勢を問いたいと思います。申請中の方を、数も含めてお願いします。

○竹中政府委員 ミャンマーから来られた方で難民認定申請をされている方の数は、七十という数字です。

○保坂委員 前の質問を忘れちやつたみたいなんでも、じゃ、すばり聞きますけれども、この前問題になつた上陸防止施設の問題ですね。この上陸防止施設というのは、これは東京新聞の土曜日にも出ていますが、法務省入管のOBの方が独占的に受注をしている。約半数がこのOBの会社によって運営をされているじゃないかという指摘もありますね。

それで、これはどういうものなのかなはつきりしないわけです。私が入手した資料では、これは去年ですが、現金を七万円近く持つて入国された方が成田空港の人防護施設に拘禁をされて、どうも一ヵ月以上そこにとめ置かれた。待遇もよくなっていますね。シャワー等があつた、運動も若干外に出たのみという状態で、この前も言われていたように、短期間じゃなくて、長期という場合があるわけです。この場合には、滞在費というのはどうなるのですかね。

そして、この上陸防止施設、防護施設の性格づけ、これは一体だれが責任を持つて、民間の業者に委託するならどういう契約をもつて委託をしているのでしょうか。

○竹中政府委員 上陸防止施設は、前にも御説明しましたけれども、本来余り長くとめ置くべきとさせましょう。

○竹中政府委員 上陸防止施設は、前にも御説明しましたけれども、耳に入らないのですか。民間会社が負担させていているというのじやなくて、民間会社に負担させてしているのかといふことでござりますが、これは私ども入管法上の規定に基づいてそうしているわけでござります。

○保坂委員 耳に入らないのですか。民間会社にとめ置いているわけですよ。そして、食費も取つてしまつておるわけです。取つてしまつておるところではない方がいいのか。それはもうはつきり思つておりません。最初そういう上陸防止施設に置く場合も、その性格によるでしようけれども、

すが、入管法の規定によりまして、食費に関しましては当該者を運んできた運送業者がこれを負担するということになつております。

○保坂委員 いや、ところがこの方は、上陸後一ヵ月以上たつて難民の申請をされて、そのままいろいろ不許可になつたりもう一回やつたりしながら、仮上陸許可が出ているわけですね。その際にお金を返してくれなかつた。飲み食いした金だということらしいですね。現在UNHCRの方が間に入つて還付を請求中である。こういうことが起きているということは御存じでしたか。

○竹中政府委員 法律的にはそういうことで、運送者が食費を負担するということになつてているのですが、その後、その負担した食費分を運送業者が当該旅行者から取り立てるかどうかは、その当事者間同士の話ということになつております。

○保坂委員 そうすると、難民申請、日本に何らかの事情で圧制を逃れて申請をしたいという方の一番最初の入り口は空港なわけですね、今の時代。その上陸防止施設にとめ置かれて、何だかんだ言つている間に時間がたつちゃつた。そして、その間の飲み食い代は払いなさいよと、すつてんでなんになつて出される。こういう状態が起きるわけですね。

それで、前回の北村議員の質問もありましたけれども、申請中の人はどうしたらいいのですか。要するに食事はしなくていいのですか。どこに泊まるのですか。病気になつたらどうするのですか。これは、なるべく善処しますじやなくて、具体的に答へてください。道路に寝た方がいいのか、食事はしない方がいいのか。それはもうはつきりさせましょう。

○竹中政府委員 上陸防止施設は、前にも御説明しましたけれども、本来余り長くとめ置くべきとこではありません。二二三、長期にとめ置いた例があつたそうでござりますが、それは我々としても必ずしも好ましいことだとは思つておりません。最初そういう上陸防止施設に置く場合も、その性格によるでしようけれども、

あるいは仮上陸を認めるなり、あるいは非常に明らかに、これでもつて不正に日本に入つてきて不法就労をやろうということが非常にはつきりしてゐるような方に對しては、説得して早く外に出てもららうなりということで、余りそこに長くいてもらわないようにしておこうと思つております。

それから、そのいずれにもなじまないケースの場合は、出ていつてほしいといつて出ないわけですから、一応退去強制手続というのを開始いたしまして、難民認定手続と退去強制手続を同時並行的に進めるということにならうかと思ひます。

その過程で仮釈放というものを検討するという余地もあるうかと思ひます。

○保坂委員 これは都合が悪いと答えないみたいですが、それほど、民間会社が上陸防止施設を運営しているわけですね。航空会社、運送業者が。そうしたら、民間会社にどうして拘禁する権利があるわけですか。どういう法に基づいているのか。そして、それが有料であるか否かというのはだれが決めるのですか。言葉もわからず日本にやつてきて、おまえのお金全部がかったよと言われて召し上げられる。これは文明國の姿ですか。

○竹中政府委員 先ほど言いましたように、基本的に上陸防止施設には長くとめ置かないようになります。先ほど、どういう根拠に基づいて食費を民間会社に負担させているのかといふことでござりますが、これは私ども入管法上の規定に基づいてそうしているわけでござります。

○保坂委員 耳に入らないのですか。民間会社が負担させているというのじやなくて、民間会社がとめ置いているわけですよ。そして、食費も取つてしまつておるわけです。取つてしまつておるところのもの、それはそういう判断がありましょとうふうに答へておるのです。それが法に基づいたことなのかどうかということを聞いておるので

法律上は、上陸拒否された人を送還する責任は運送業者にある、したがって、そのための費用、

それから場合によっては出でもらうまでの身柄の確保等は運送業者の責任である、このように規定されています。

○保坂委員 それでは、法務省の入管OBの方が会社を設立され、これらの運営に当たるというのも法に基づいたことなんですか。たまたま偶然会社ができてしまったものなんですか、これは、

社をつくれたと、どうして隨契をしたのかという御質問だと思います。

○竹中政府委員 法務省の入管OBの方が警備会社をつくれたと、どうして隨契をしたのかという御質問だと思います。

会計法上も、國家の秘密に関する事項に関しては隨契ができるという法律がございまして、その法律に基づきまして、幾つかの契約については、

業務委託については隨契でやっています。ただ、この隨契の相手先は、先生のおっしゃったところだけではなくて、それ以外のところとも隨契をやっています。

○保坂委員 この施設の中で、食費の問題もさることながら、暴行あるいは暴言も含めて人権侵害が起きているという訴えがあるので、国会議員としてこれらの施設をきちっと見せていただきたいと思いますが、いかがですか。

○竹中政府委員 ぜひ一度ごらんいただきたいと思います。

○保坂委員 それで、法務大臣に最後に伺いますが、実は日本の難民条約、この仕組みができて、ごらんのとおり一人しか認定されていないわけなんです。ところが、インドシナ難民の方が大量に日本に大挙して上陸されたときには、閣議了解難民という形をあのときとりました。そして、一時上陸許可という手続で日本に入ってきたわけですね。定住促進センターですとかいろいろな施設を当時つくりました。

ところが、去年聞いた時点では、条約で認定された難民、つまりいろいろな手続を経て難民とし

て認めますよと言われた方が、その定住促進センターに入れないという問題が一年前あつた。現在解決されなければそういうふうに言つていただきたいのですが、国際的なルールに基づいて難民認定をやりながら、日本語を勉強したりいろいろな技能をつけたりというところに入れないと

こんな現実を一年前まで、ひょっとしたら今もそうかもしれません。そのあたり、やはり改善にしっかり踏み出してほしいということを法務大臣にちゅうと御答弁いただい、終わりにしたいと思

います。

○下稻葉國務大臣 今委員御指摘のようないろいろな問題があることも承知いたしております。それから、難民認定の問題について、昨年の同じころ委員から、遅いじゃないか、どうするのだといふうな全く同じような御質問があつたことも承知いたしております。

政府委員から答弁いたしましたように、一昨年はその処理が五十名、それから昨年は百名余りと、いうふうなことで、結果として認められた人は一人ずつしかいませんけれども、私が承知しておりますのは、現在三百三十二名ですか、申請中の方

がおられると思ひます。申請者もふえている状況で、処理状況が追いつかない。これは極めて遺憾なことです。そこで、入管関係者と今相談いたしておりますけれども、ここ数カ月の間に、やはりこの問題に

ついで一応のめどをつけるぐらいいひとつ対処し

できる人は認定するというふうな形でやろうといふうなことで、つい最近そういうふうな議論をして法務省としての方針を決めました。

それから、高等弁務官の認定と我が方の認定と差があるというふうなことも事実でございます。

その辺のところは若干認定の仕方なり基準が違う

ようなところもあるようございますけれども、それはそれでいいのかどうかというふうなこともあります。

それから、今お話をございましたように、上

防止施設の中に入る人というのは、本来は次の航空便で退去強制される人を待つて順番で、

これは数日間というものが現状でございますが、中

タに入れないという問題が一年前あつた。現在解消されればそういうふうに言つていただきたいのですが、国際的なルールに基づいて難民認定をやりながら、日本語を勉強したりいろいろな技能をつけたりというところに入れないと

まいりたいというふうなことで、オーバーステイかもしません。そのあたり、やはり改善にしつかり踏み出してほしいということを法務大臣に

ちゅうと御答弁いたい、終わりにしたいと思

いますが、これはこれで継続しつつ、今御指摘の

ような問題につきましても精力的に対処しまし

て、できるだけ早い機会に、この問題はいろいろ

不透明なところも御指摘のようないわけじゃな

いと思います。そういうようなことがあってはよ

くございませんので、軌道に乗つけてまいりたい

と、いうふうにこれはお約束いたします。

○保坂委員 あと一点、定住促進センターに難民認定された人が今のところ入れないというこの壁

も取り払つていただきたい。その点だけ法務大臣、お願いいたします。年間一人です、今のところ

おつきましませんけれども、私が承知しておりますのは、現在三百三十二名ですか、申請中の方

がおられると思ひます。申請者もふえている状況で、処理状況が追いつかない。これは極めて遺憾なことです。そこで、入管関係者と今相談いたしておりますけれども、ここ数カ月の間に、やはりこの問題に

ついで一応のめどをつけるぐらいいひとつ対処し

できる人は認定するといふうな形でやろうといふうなことで、つい最近そういうふうな議論をして法務省としての方針を決めました。

○下稻葉國務大臣 その辺のところは、残念ながら私はよくつまびらかでございませんので、検討していただきたいと思います。

○保坂委員 では、前向きに。

終わります。

○笹川委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○笹川委員長 これより討論に入るのであります

が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、參議院送付、出入國管理及び難民認定法の一部を改正する法律案について採決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○笹川委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お詫びいたします。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○笹川委員長 御異議なしと認めます。よつて、会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○下稻葉國務大臣 次に、内閣提出、參議院送付、外國弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたしました。

○笹川委員長 次に、内閣提出、參議院送付、外國弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたしました。

○下稻葉國務大臣 外國弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、我が国の涉外的法律関係の一層の安定を図る等のため、外國法事務弁護士に係る諸規制を緩和しようとするものであります。

その改正の要点は、次のとおりであります。

第一に、外國法事務弁護士となる資格の承認基準の一つである外國弁護士としての職務経験要件について、必要とされる期間を三年以上とし、これを短縮するとともに、外國弁護士となる資格を

取得した外国以外の外国において法律業務を行つた経験についても、一定の要件のもとに右の期間に算入できるものといたしております。

なお、我が国における労務提供についても、一

定の要件のもとに通算して一年を限度として外國

弁護士の職務経験に算入できるものといたしております。

第二に、外国法事務弁護士の職務範囲を拡充し、指定法に関する法律事務についても、一定の要件を満たす外国弁護士等の書面による助言を受けて、これを行うことができるものといたしております。

第三に、外国法事務弁護士と我が国の弁護士との共同の事業について、目的に関する規制を緩和し、外国法の知識を必要とする法律事務、当事者の全部または一部が外国に住所または主たる事務所もしくは本店を有する者である法律事件についての法律事務等を共同事業の目的とすることができるものといたしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○ 笹川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。午後四時より委員会を開くこととし、この際、休憩いたします。

午前十一時四十三分休憩

午後四時四分開議

○ 笹川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

本日、最高裁判所白木刑事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○ 笹川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○ 笹川委員長 内閣提出、参議院送付、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案について質疑に入ります。
質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○ 八代委員 私は、一昨年十月衆議院に参りました。

てから初めての質問でございますので、大変なれどおりませんがお許しをいただきまして。

外國弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案、いよいよ審議に入つたわけでございます。これはなかなか複雑な制度のようないいがいたしまして、資料をいろいろ読み合させてみましてもなかなかよく理解もできぬところがあるのですが、この制度の概要につきまして、また意義につきまして、まず法務省からお話を伺いたいと思います。

○ 山崎(潮)政府委員 お答え申し上げます。我が国で法律サービスを行おうとする場合には、原則として、司法試験に合格して研修所の修習を受けて弁護士会に登録して初めてできるといふ制度になっております。外国の弁護士は日本で言つて弁護士でございませんので、それは当然できないという建前になります。しかし、国際化の時代を迎えまして、やはり日本と外国との接点がいろいろ出てまいりますので、どうしても日本で法律サービスをしたいという要望がございました。

それを受けまして、昭和六十一年に今御指摘の外國弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法、今後外弁法と言わせていただきますけれども、これが制定されたわけでございます。これによりまして、一定の職務経験がある等の資格がある人に関しまして、それを満たす者については法務大臣が外国の専門家として承認をいたしまして、日本弁護士連合会あるいは弁護士会に加入をいたします。そういうことになりますと日本で法律サービスをができる、こういう建前になつております。

職務経験要件は、その資格を取った国で五年間というふうに決まつております。それから、できる法律サービスにつきましては、その資格を取りました、例えばニューヨークの弁護士が入つてくる場合ですとニューヨーク州の法律、それ以外に

一定の要件を備えて、法務大臣が資格とか能力があると認めた者、これは指定法というのがござりますけれども、ニューヨーク州の弁護士で例えばカリフォルニア州の法律の能力があるという場合には指定をいたします。この二つはできることにあります。十年間これをやつておられるわけですが、それほど多くはないけれども、それ以外の国の法律、日本法は当然でございますが、それ以外の法律は行なうことができません。こういう建前になつております。

また、このできる自分の資格の法律、指定法をやる場合でありますけれども、日本で例えば裁判を起こすとか、それから行政庁に申請をするとか、こういう行為は全部日本人がやるということで、それはできない、こういうような大きな仕切りになつてゐるところでございます。

○ 八代委員 日本の弁護士さんの数は一万六千人とかと伺っているのですけれども、これは一億二千三百万の国民に対して一万六千人。アメリカは人口が日本の倍ぐらいですかね、それで何か八十万人ぐらいいるという話を聞きますね。そうすると、これからどうとアメリカの弁護士さんが日本に上陸をしてくる。企業活動も非常にグローバル化して、規制緩和の一環というようなアーム

改正是つていろいろなそういう、懸念でもないだろけれども非常に自由化されしていくという状況は当然あると思いますね。

今までこれは法律の中にはあつたわけです。今までそういういわば外国の弁護士さんと

いうものは我が国でも活動したと思うのですが、それが非常に窮屈な面もあつたのではないかといふふなこともあります。今までの法律では、実際にどのくらいの人たちが現状で日本で活動している、どのくらいの方々が日本での弁護士活動をやつていたのでしょうかね。

○ 山崎(潮)政府委員 本年の四月二十七日現在で申し上げますけれども、現在人員は八十六名でございます。その内訳は、アメリカ合衆国六十一名、連合王国 イギリスでございますが十二名、中華

人民共和国四名、フランス二名、それからオーストラリア二名、あと一人ずつで、ドイツ、カナダ、オランダ、イスラエル等、こういうふうに分かれています。十年間これをやつておられるわけでございます。

つまり、この二つはできることにあります。その十年のトータルとしては、それほど多い数字ではないと言えると思います。

○ 八代委員 それがいよいよ今度は緩和措置によつて外國の弁護士事務というものが大変活発になつてくるということですが、例えばこれは、世界の国々から現実の問題として結構来ているという数字、八十六人という話を伺つたんですけれども、これから中国とか韓国とかグローバルな感じになつてきますが、この法律の緩和によってどのくらいこれから二十一世紀までにはそういう人たちが日本に、上陸してくるというのは変だな、日本でのそういう弁護士活動になるという見通しみたいなものはお持ちですか。

○ 山崎(潮)政府委員 大変難しい御質問でございますが、確かに今回、要件を緩和したり、できるだけ措置法が少し広がるとか、そういう問題はござります。しかし、現在、今まで十年やつてきた動向を見て、少しはふえていくとは思いますが、も必ずしもそつ爆發的にふえるという予想はしておりません。

また、この種のものにつきましては、経済動向とかそういうものの非常に影響を受けるわけでございまして、現在の経済状況を踏まえますと、それほどふえるというふうには私どもは思つてはおりません。

○ 八代委員 私も、別に人生の哲学じゃありませんが、なるべく警察には御厄介にならないということが、それから、弁護士にも御面倒はなるべくかけないということ、裁判所にもなるべくお世話にならないということ、こういうのを一つの人生目標にしておるわけあります。

一度私は、自分自身のこのけがをやりまして、これは相手側に大変大きな過失があつたものですから、初めて民事訴訟というものに、自分のこのけがに対しまして弁護士さんをお願いいたしました。

て民事訴訟に入つていったわけです。それが、昭和四十八年のけがで、四十九年から始まつて、それから八年ないし九年ぐらいかかりましたかね。九年ぐらいかかりました。結果として最後は和解ということになつたんですが、一体だれのためにこの訴訟を起こしたのかという、話がまとまつた後、若干むなしさも残らないわけではなかつたんですよ。その間に起つたいろいろな費用等々を考えておきますと、最後は和解ということになつたにいたしましても、日本の民事訴訟というのはそれは時間がかかる。

恐らく、こういうことに対する、またこの外弁法によつてそういう諸外国の弁護士さんたちもどつと日本でいろいろ訴訟を担当するようになつて、日本の弁護士さんと外国のいろいろな弁護士さんの摩擦とかいろいろな問題点があるんだけれども、要は、やはりこれは、法務省という立場になつていくと、依頼者保護といふ視点はしつかりとらえておきませんと、国際化、国際化はいいなんだけれども、また訴訟合戦のようになりますが、しかも依頼者にとっては、私の経験も踏まえて、いつどうなるかわからない。結果的には弁護士さんのために訴訟を起こしたような結果になつてしまつというものが間々あるとも伺います。

そういうことがすべてじゃないと思うんですけども、そういう点で、やはりいろいろな意味で依頼者保護の観点から慎重に対処する必要があるというようなことをおっしゃる方もいるわけであります。この制度に関する法務省の取り組みというもののやはり基本的な考え方というのもしっかりとおきたいと思うんですが、その辺は、大臣、どのようにお感じになつておりますか。

○下総葉國務大臣 今八代議員御指摘の点につきましては、私も同感でございます。

御指摘のようないろいろ規制緩和でございますとかあるいは、外國からの要望だと、率直に申し上げまして、ないわけじゃございません。しかし片や、それはそれといたしまして、参

考にはいたしますが、今御指摘のようないろいろな依頼者保護というふうなものを図りながら、我が国の司法制度に適合した、あるべき外国法事務弁護士制度というふうなもの我々の責任で主張的に構築しなければならない、そういうふうな観点でございまして、今回の改正法案も、まさしくそういうふうな立場から検討して提出した次第でございます。

○八代委員 どうもグローバル化というのが今はやり言葉になつてしまつて、何でもかんでも、日本本来の考えてきた、いわば法秩序も含めて、経済も含めて、ありとあらゆるものどこかの国のやり方が正しくて、それを世界に全部押しつけているというような風潮もないわけじゃありません。

そういう意味でも、やはり三権の中の一つの法制度として考えていただきませんと、ただ単に規制緩和をして、どつとあらゆる国から弁護士が入ってきて、日本の司法制度そのものをかき回すような結果になつてはいけないと思ひますし、依頼者の保護も含めまして、この辺のコントロールはしつかりとやはり法務省でやつていただきたい、こう思つてはおるんです。

そこで、改正法案のポイントは三点あると思うのですが、まず第一点は、外国法事務弁護士となるための職務経験要件の緩和というところもござりますね。この概要とあるいは緩和の理由といふものにつきまして、これはどうしてそういうことになつていつたのか、御説明いただければと思うのですが、いかがですか。

○山崎(潮)政府委員 職務経験要件の緩和について

では二つのポイントがござります。

現在、外国法事務弁護士になる資格は、みずからが資格を取つた国で実務経験五年を要求しておられます。これをまず二年に短縮するというのが第一点でございます。

それからもう一点は、その資格を取りました

ヨーク州においてその経験をするということが必要になつておりますけれども、最近の国際化の時代でございますので、そのニューヨーク州の法律を例えロンドンでサービスをしていたという場合でも、どこの国でもその自分の資格に基づいて、今回改訂された改正法案も、まさしくそういうふうな立場から検討して提出した次第でございまます。

これにつきましては、この外弁法、実施をいたしましてもう十年になるわけでございますが、その間に、平成六年に一度改訂を行いました、五年ニューヨークでやる必要がござりますけれども、例外を若干設けまして、日本で法律事務所あるいは外国法事務弁護士のもので労務提供をしていると、実質本國で行う期間は三年で足りるということがあります。

こういうような運用を続けてまいりまして、それで、弁護士の能力あるいは資質、倫理の問題で特段の問題はないということから短縮に踏み切つたわけでございます。

それから、もう一つの職務地ですね、場所のことでござりますけれども、こういうような国際化の時代でござりますので、どこで行つてもいいことをいたしますと、国際経験豊かな人たちが来てもらえるわけでございまして、そういう意味におきまして、日本人の依頼者でもそういうような経験豊かな人に見てももらえるという点もございます。この概要とあるいは緩和の理由といふもので、依頼者の保護にもなつていくだろうという観点を入れましてこのようないい改正になつたということでございます。

○八代委員 なるほど。

じゃ次に、改正法案のポイントの二点目なんですが、これは、外国法事務弁護士の職務範囲が充とうのがありますね。いろいろな職務範囲があると思うんですが、その拡充した理由、この辺はどうなんでしょう。

○山崎(潮)政府委員 これは、先ほど申し上げましたけれども、現在の法律でござりますと、ニューヨークの弁護士でございましたら、ニューヨーク州の法律、あるいは、それを指定された力リフルニア州の法律ができるといったしまして、それ以外は一切できないということになつてゐるわけでございます。それを今度は、では例えばフランス法についてその職務をしたいという場合には、フランスの弁護士の書面による助言があればやつてもよろしいということに変えたわけでございます。

現行法でこれを禁止している理由は、その承認の申請者が外国弁護士となる資格を有する者であるということに基づいて、改めて試験とか選考をすることなく我が国で一定範囲の法律事務を行うことを認めているものでございます。したがいまして、依頼者保護のために、外国法事務弁護士は、知識・能力について制度的保障のある法律、これについてサービスを行つていいということにしているわけでございます。

しかし、社会がいろいろ複雑化してまいりますと、ニューヨーク州の法律とフランス法が絡むような事件もあるわけでございます。そういうものについて、やはり依頼者のニーズにきっちりこたえるという観点から広げたわけでございますが、ただ、これも依頼者保護の観点から、フランスの弁護士の書面による助言があればやつてよろしいということです。そういうような制度的な担保をきっちりした上、拡充したものでございます。

○八代委員 時間もだんだんなくなりましたが、先ほども言いましたように、日本の弁護士さんは一万六千人。つい先般成立了した司法制度改革いろいろの改正によつて、これからだんだん、もつと日本の弁護士さんもふえると思いますね。しかし、いずれにいたしましても、アメリカが八十八万一千人、韓国はまだ少なくて三千人、人口からいえばそんな感じでしようか。中国が約八万三千人、こういうことを伺いました。

そういう意味では、私は、この規制緩和という流れの中で、いずれにいたしましても横文字弁護士さんが、まさに外弁の日本上陸が非常に活発化して、これも言ってみれば、町の小さな酒屋さん

とか花屋さんとか八百屋さんとか、屋のつくるものが大店によって押しつぶされていく気配があるというように、あるいはまたドルが世界を席巻していくような世界構造を見るように、まさに外弁の襲来によつて日本の弁護士さんそのものも非常に厳しい状況にあるやもしれないという、若干の危惧はないわけじやありません。

そういう意味でも、やはり法務当局が、単に窓口を大きく広げるということだけではなくて、やはりそこには、依頼者の願いというものがしっかりと守られていくような、今までの日本のよき伝統どもありがとうございました。

○ 笹川委員長 保坂展人君。

○ 保坂委員 社民党的保坂展人です。今回の外弁法の改正に関して、ちょっと太枠のところでお尋ねをしたいと思います。

日本の外国弁護士の数も、八十人台とそう多い数ではないわけでござりますけれども、そのところを今回規制を緩和して、先ほど説明があつたように、極めて地域の限定などはあるいは年数的部分を緩和していくということをどういうことに留意してこの法改正に当たつたかという、太枠のところをまずお話しいただきたいと思います。

○ 山崎(潮)政府委員 今回の改正に当たりましては、アメリカ、EUそのほか、規制緩和を希望、行政改革委員会の意見等、さまざまなもののがございました。私どもはその意見を十分に耳聴いたしましたけれども、法務省をいたしましては、そういう声が上がつたからそれに全部従うということではなくて、やはり諸情勢を踏まえなければいけませんけれども、依頼者保護等を図りながら、我が国の法制度に適合したるべき外国弁護士受け入れ制度、これを構築しなければならないということが、主体的に考えたものでございます。

今後も、このような視点をきっちり踏まえながらいろいろ対処してまいりたいと考えているところ

とか花屋さんとか八百屋さんとか、屋のつくるものが大店によって押しつぶされていく気配があるというように、あるいはまたドルが世界を席巻していくような世界構造を見るように、まさに外弁の襲来によつて日本の弁護士さんそのものも非常に厳しい状況にあるやもしれないという、若干の危惧はないわけじやありません。

そういう意味でも、やはり法務当局が、単に窓口を大きく広げるということだけではなくて、やはりそこには、依頼者の願いというものがしっかりと守られていくような、今までの日本のよき伝統どもありがとうございました。

○ 山崎(潮)政府委員 数の点につきましては、なかなか見通しを立てることは難しいわけでござります。窓口を広げたからといって、現在の日本の経済情勢、そればかり左されるという点はござります。

ただ、数の問題は別としまして、窓口を広げることによつて多様な方が来られて、日本人も依頼者になることはあるわけでござりますので、そういう意味では良質なサービスを期待できるのではなかというふうに考えております。

○ 保坂委員 それでは、この法案をちょっと離れて、昨日大蔵省の一連の、日本を揺るがした事態というふうに言つてもいいと思いますが、一連の処分が発表されました。このことについて、大蔵省に来ていただきたいと思いますので、幾つか伺つていただきたいと思います。

まず、今回の大蔵省の処分の前提になつた大蔵省内の調査は、職員の自己申告だけなのか、それとも接待をした側の金融機関からの調査報告を受け事実確認をしているのかどうか、この点についてお答えいただきたいと思います。

○ 溝口政府委員 御指摘の点は両方でございました。

手順を申し上げますと、調査対象者から、記憶と記録をたどりまして、まず申し立てのメモを提出させました。そのメモを、各局の服務管理官、あるいは金融服務監査官室といったものを設けました。そのメモを、各局の服務管理官、あるいは金融服務監査官室といったものを設けました。それで個別に面談をいたしました。それからいろいろな資料等もございます。あるいは申し立て書の中で一緒にいたとか、そういう資料もございますし、あるいは外部からの情報もあつたと思われる

○ 保坂委員 もう一点、見通しについて伺います。が、こういった規制を緩和することによつて、より外国人弁護士もふえて、ねらつたような効果があり守られていくような、今までの日本のよき伝統どもありがとうございました。

○ 山崎(潮)政府委員 数の点につきましては、なかなか見通しを立てることは難しいわけでござります。窓口を広げたからといって、現在の日本の経済情勢、そればかり左されるという点はござります。

ただ、数の問題は別としまして、個別に金融服務監査官が相手方の銀行に行きました、もちろん事前に連絡をいたしまして行きまして、面談をいたしまして聞き取りを行つた。その後、さらに照会をしなければいけない状況になりますと、さらには照会を行つて、そこで行つたわけでござりますので、文書という形で照会をしたということも聞いております。長野前局長、杉井前審議官、その他もと回数が多い方もいらっしゃいますけれども、これは、大蔵省内の今回の調査は終わつて、そして懲戒に付された者もいる、あるいはやめられた方もいる。しかし、今回の一連の大蔵省の構造的な、つまり接待そのものを收賄の構成要件として検査も進められてきたわけですから、今回の事件、この大蔵省内の調査をおしまいというわけではないのだろうというふうに思うのですが、その点、いかがですか。

○ 原田(明)政府委員 お答え申し上げます。

検察官におきまして、今後どのような事項について検査するかにつきましては、検査機関の活動内容そのものにかかる事柄でございますので、答弁を差し控えたいと存じます。

一般論として申し上げますれば、検察官は常に法と証拠に基づき適切に対処するものと考えます。

○ 保坂委員 大蔵省に伺いますが、一昨年の大蔵省内の倫理規程というのがございましたね。これは公務員倫理法を我々考えていく一つの参考資料というか、極めて重要な参考資料ということで見ていくのですけれども、これはやはり生かされなかつたというふうに考えるべきなのか、そうであるとすれば、なぜ生かされなかつたのか、あるいは十分生かされたのか、そのあたりの判断を求める

たいと思います。

○溝口政府委員 昨日処分を発表いたしました際

に調査の概要も発表しておりますけれども、それにつきましては、調査の対象時期を三つに分けま

して調査をいたしたわけでございます。一つは、

九五年五月二十四日前、前の平成七年の通達が出る前の段階、それからそれが出ました後、平成八

年十二月二十五日に先ほど御指摘になりました通達が出るまでの間、それからその後と、三つの時期に分けて調査をいたしていいるわけでございま

す。

必ずしも詳細がわかるわけではございませんけ

れども、会食等の回数は変化が見られるよう思

います。しかし、そういうことはございますけれ

ども、十分徹底していかつたという点はあるわ

けでございまして、その点は私ども非常に反省

をいたしております。

○保坂委員 短く簡潔にお願いします。

一昨年の倫理規程は大変厳しい規定なのです

ね。業者との会食は原則禁止、もう禁止事項がわ

ります。よく読んでいきますと、事前に服務管理官に申し出れば例外として扱う、

あるいは事後にという規定が多分例外規定として

あつたと思います。

私が確認したところ、この倫理規程が一昨年で

きてから一年間の間に七百数十件の例外の案件が

あつたというふうに聞いておりますが、そうであ

れば、例えばどういうケースが例外として扱われたのかということを、この際、幾つか例示をして

お話しいただきたい。最低のケースは幾らで最高

のケースは幾らだったのかもせひ教えていただきたいと思います。

○溝口政府委員 例外のケースでございますが、

一つは、会費をちゃんと負担をしておるという場合につきましては便宜供与がないというような場合とか、あるいは自己の飲食代を負担しない場合

でありましても、一般的に広く招待されるパーティなどで対価を支払うということが他の参加

者との関係等から見てそぐわないというような

ケースでございますとか、あるいは職務上の意見交換のためのものでございまして、場所、内容等

が社会的に批判を招かないようなもの。

例えば証券行政で申しますと、証券行政に対する意見交換で証券業協会の会議室で意見交換をし

ていますが、社会的に見ても、会場の場所等を見ま

しながら昼食をとるようなケースとか、あるいは銀

行政についても同じようなことがあろうかと思

います。しかし、そういうことはございますけれ

ども、十分徹底していかつたという点はあるわ

けでございまして、その点は私ども非常に反省

をいたしております。

○保坂委員 短く簡潔にお願いします。

一昨年の倫理規程は大変厳しい規定なのです

ね。業者との会食は原則禁止、もう禁止事項がわ

ります。よく読んでいきますと、事前に服務管理官に申し出れば例外として扱う、

あるいは事後にという規定が多分例外規定として

あつたと思います。

私が確認したところ、この倫理規程が一昨年で

きてから一年間の間に七百数十件の例外の案件が

あつたというふうに聞いておりますが、そうであ

れば、例えばどういうケースが例外として扱われたのかということを、この際、幾つか例示をして

お話しいただきたい。最低のケースは幾らで最高

のケースは幾らだったのかもせひ教えていただきたいと思います。

○溝口政府委員 例外のケースでございますが、

一つは、会費をちゃんと負担をしておるという場

合につきましては便宜供与がないというような場

合とか、あるいは自己の飲食代を負担しない場合

員会を統括しているのは官房長でいらっしゃいま

すよね。だから、現在は武藤官房長、責任をとつ

て降格というような報道も一部あります。過去五

年間ということにおいては、政府・与党におきま

していろいろな議論がなされているところでござ

います。しかし、私どもそれを見守つておるところでござりますけれども、それも一つ方向として考

えますけれども、今回の処分全体を大臣が詳細

にございますが、常識的に見まして過度のものに

わざらないことだろうと思います。金額に

「最低幾らで最高幾ら」と呼ぶ) 金額は、特に自

己負担しない場合につきましてはわからないわけ

でございますが、常識的に見まして過度のものに

うなケースも含まれるかと思います。(保坂委員

の方に当たつたわけですよ。それ以外の、例え

ば主計局、接待などいえばもつともっと

すごいのだという話がありますけれども、その辺

は、不公平だという声もあると思うのですが、い

かがですか。

○溝口政府委員 調査は過去五年でござりますけ

れども、その前の段階でも、例えば課長補佐以上

で金融関連部局にいた人は、すなわち、五年より

ももつと前、十年前に課長補佐で金融関連部局に

いた、しか今は金融関連部局にいないというよ

う事態を招いたのではないか。この反省の言葉は

あるのかないのか、そして公務員倫理法はやはり

必要かどうか、はつきり答えていただきたいと思

います。

○溝口政府委員 御指摘のように、過去に通達が

も、他方で、綱紀の保持を実効ある仕組みにする

必要があるということは感じているわけでござい

まして、その点については、政府・与党におきま

していろいろな議論がなされているところでござ

います。しかし、私どもそれを見守つておるところでござりますけれども、それも一つ方向として考

えますけれども、それも一つ方向として考

のようなら守り切れないものではなくて、大槻の方
イドラインをつくり、その中で新しいルールを
定めていくというふうにしなければならないとい
うことを探して、次のテーマにちょっと移り
たいと思います。

死刑についてなんですが、四月二十三日に、最
高裁判が、田本竜也被告の上告審判決で、これは死
刑合意の判決を踏襲して上告棄却という判決をさ
れて、死刑確定をしたわけでござります。これは、死
刑事件で踏襲されている判例では、罪刑の相当
性にとどまらず、死刑の執行方法も残酷な刑罰で
はないと最高裁は判断していると考えてよろしい
でしょうか。

○白木最高裁判所長官代理者　お答え申し上げま
す。

刑罰としての死刑そのものが、一般に直ちに憲
法三十六条に、いわゆる残酷な刑罰に該当すると
は考へられないとするのが最高裁判所大法廷の判
例でございます。

お尋ねの被告人に対する最高裁判所第一小法廷
の平成十年四月二十三日の判決は、この大法廷判
決を引用いたしまして、死刑が、憲法三十六条、三
十六条に違反するものではないといったしておりま
すので、この判決において第一小法廷は、死刑が
憲法三十六条に言う残酷な刑罰に該当するもので
はないと判断したものと理解されるわけでござい
ます。

○保坂委員　それでは法務省に伺いますけれど
も、死刑を定めた、これは随分さかのぼって、あ
れですよね、明治六年、太政官布告第六十五号と
いうことに基づくようでござりますけれども、本
當は図を出していただければいいのですが、国会
のルールで圖が出せないとするならば、「頭で
どういう刑罰を定めているのかについてお答えい
ただきたいと思います。

○坂井政府委員　お答え申し上げます。

この太政官布告は、明治六年の二月二十日に出
されておりまして、まず最初に、死刑の執行の仕
方につきまして簡潔に記載がございまして、それ

に加えて、六十分の一の要するに圖がついている
というものでございまして、これは「日本法規」
等でもごらんいただけるものでござります。

基本的に申しますと、本質的にはどういうもの
かと申しますと、踏み板式といいますか、要する

に死刑の執行を受ける人の床があく、それによつ
て死刑の執行を受ける人が落ちまして、そのとき

に、首に繩がかかっているので、それが天井で固
定されていて、自重で死亡に至るという形式でござ
ります。

○保坂委員　簡単には、明治六年ですか、こ
れは今も全く変わっていないでしょうか。

○坂井政府委員　この図式と若干は違っております
すけれども、本質的に、先ほど申し上げました踏
み板式という、要するに自分の立っているところ

があくという形式については基本的に変わつてお
りません。

○保坂委員　それでは、最高裁に伺いますけれど
も、残酷な刑罰ではないということでお尋ねいたしま
すので、この事件において第一小法廷は、死刑が
新築で建ち上がるときでも結構ですけれども、実
地に現場の刑場を検証したという実績はございま
すか。

○白木最高裁判所長官代理者　具体的な執行現場
に立ち会つたことは恐らくないだろうとい
うふうに思います。

具体的な執行でなく、執行の刑場と申しますか、
そこを視察等をしたことがあるかということにつ
きましては、私、すべてのことは承知いたしてお
るところでございます。

この点につきましては、公務員が作成した手控
えのような文書についてもひとしく当てはまるも
のということで、今回これを前提とした立法をい
たしておるところでございます。

今回、いわゆる公務文書につきましては、これと
同種の規定とするわけでございますが、ただ、つ
け加えました点は、新しい改正法案で申します一
百二十条四号二でございますが、「ここに括弧書き

含むわけござりますけれども、例えば公務員の
自己保存文書、これも対象から除外されているわ
けですけれども、いわゆる薬害エイズ事件で問題
になつた郡司ファイルというものはこの自己保存文
書に相当するのかどうか、この点についてお答え
いただけますか。

基本的には申しますと、本質的にはどういうもの
かと申しますと、踏み板式といいますか、要する

に死刑の執行を受ける人の床があく、それによつ
て死刑の執行を受ける人が落ちまして、そのとき

に、首に繩がかかっているので、それが天井で固
定されていて、自重で死亡に至るという形式でござ
ります。

○森脇政府委員　民事訴訟法の一部を改正する法
律案についてお尋ねでござりますので、お答えい
たします。

今委員御指摘の質問は、恐らく公務員の自己使
用文書に関するものであろうというふうに思われ
ます。この点につきましては、現行法でございま
す民事訴訟法の二百二十条四号ハにおきまして
も、これは私文書に関する規定でございますが、

自己使用文書を文書提出命令の対象文書から除外
するという規定でござります。

その趣旨は、「専ら文書の所持者の利用に供す
るための文書」、この意味内容でございますが、
これは恐らく個人的なメモでござりますとか備忘
録、日記といったようなものが含まれるわけでござ
いませんして、およそ外部の者に開示することを予
定していない文書。これについてまで一般的に提
出義務を負うものといたしますと、裁判所からの
提出命令を想定してこれらの文書を作成しなけれ
ばならないということになりますが、これでは文
書の作成者の自由な活動が妨げられることになる
ので除外文書にされたというふうに承知いたして
おるところでございます。

この点につきましては、公務員が作成した手控
えのような文書についてもひとしく当てはまるも
のということで、今回これを前提とした立法をい
たしておるところでございます。

今回、いわゆる公務文書につきましては、これと
同種の規定とするわけでございますが、ただ、つ
け加えました点は、新しい改正法案で申します一
百二十条四号二でございますが、「ここに括弧書き

用いられる場合には除外文書としないという趣旨
を明らかにしておるところでございます。

お尋ねのいわゆる郡司メモについてでございま
すが、これにつきましては、この内容あるいは態
様というものを私は細かく承知しておりますが、
で、責任を持つ回答をすることはできないわけ
でござりますが、これが公務員が組織的に用いる
文書であるか否かということによって自己使用文
書に該当するかどうか、ひいては文書提出命令の
対象文書になるのか除外文書になるのか、これが
決まつてくるものだというふうに承知いたしてお
るところでございます。

○保坂委員　大変わかりにくい答弁ありがとうございました。

ぜひ、大テーマなので、自信を持って、相当す
るのかしないのかというのをお調べいただきたい
ということを申し添えておきたいと思います。

最後になりますが、大蔵省の場合は紀律保持委
員会、規律の保持にかかる大切な問題でけれ
ども、議事録をつくらない、いわば公的な文書と
しては残らないわけですね。メモしかないわけ
ですから、そうすると、自己使用文書に当たつてし
まうわけですね、メモは。ということは、組織と
してサボタージュされた場合に、今おっしゃつた
民事局長の説明がそのまま情報非公開の裏づけに
なる心配はないかということだけただし、おし
まいにします。

○森脇政府委員　私どもとしては規定ぶり等、そ
こからどういうことが導かれるかということをお
答えするのが限度ではないかと思っております
が、今委員御指摘の問題について申し上げます
ば、その場合に、メモ的な文書しかないといった
場合でも、それが公の立場で使用される、つまり
それが処分の根拠の文書として使われるという場
合には、これは組織として利用される文書に該當
するというようになつてくるのではないかという
ふうに承知いたしております。

○保坂委員　ありがとうございました。

○ 笹川委員長 次回は、来る五月六日水曜日午後零時五十分理事会、午後一時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十八分散会

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）の一部を改正する。

第五条の二中「第三条から前条まで」に改め、同条を第五条の二とし、第五条の次に次の一条を加える。

（指定法に関する法律事務以外の特定外国法に関する法律事務）

第五条の二 外国法事務弁護士は、第四条の規定にかかわらず、次に掲げる者の書面による助言を受けてするときは、指定法に関する法律事務を受ける。

一 外国法がその全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法律事務についての法律事務をいう。以下この条及び第六十三条第四号において「特定外国法に関する法律事務」といふ。）を行なうことができる。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務並びに当該特定外国法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでない。

一 当該特定外国法に係る特定外国における外国弁護士（外国法事務弁護士である者を除く）であつて外國弁護士となる資格を基礎として当該特定外国法に係る特定外国における法律事務に從事している者（国内において雇用され、外國法事務弁護士であつてその原資格国法提供を行つてゐる者を除く）

二 外國法事務弁護士であつてその原資格国法

又は指定法が當該特定外国法である者

第十条第一項第一号中「五年以上その資格を取

得した外国」を「三年以上資格取得国」に改め、

「経験」の下に「資格取得国における外国弁護士が資格取得国以外の外国において外国弁護士となる資格を基礎として資格取得国の法に関する法律事務を行なう業務に従事した経験を含む。」を加え、

同条第二項中「その外国弁護士となる資格を取得した外国」を「資格取得国」に、「二年」を「一年」に、「その資格を取得した外国」を「資格取得国」に改める。

第四十九条の二第一項中「法律事務以外の」を削り、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 外国において効力を有し、又は有した法に關する知識を必要とする法律事務

二 当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者である法律事務

三 外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者が発行済株式の総数の二分の一以上に相当する株式又は出資の総額の二分の一以上に相当する持分を保有する会社の依頼による法律事務

第六十三条第四号中「又は指定法」を「若しくは指定法に含まれる条約その他の國際法又は第五条の二第一項の規定により特定外国法に関する法律事務を行う場合の特定外国法」に改める。

附則中第二項を削り、第三項を第一項とし、第四項から第十一項までを一項ずつ繰り上げる。

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（施行期日）

附 則

（承認の基準に関する経過措置）

改正後の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十条第一項及び第二項の規定は、この法律の施行の際現に改正前の外国

弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第九条第一項の規定による申請をしている者についても適用があるものとする。

第九条第一項中「取得した外国」の下に「（次

条において「資格取得国」という。）」を加える。

第十条第一項第一号中「五年以上その資格を取

得した外国」を「三年以上資格取得国」に改め、

「経験」の下に「資格取得国における外国弁護士が資格取得国以外の外国において外国弁護士とな

る資格を基礎として資格取得国の法に関する法律事務を行なう業務に従事した経験を含む。」を加え、

同条第二項中「その外国弁護士となる資格を取得した外国」を「資格取得国」に、「二年」を「一年」に、「その資格を取得した外国」を「資格取得国」に改める。

第四十九条の二第一項に次の一号を加える。

一 外国において効力を有し、又は有した法に關する知識を必要とする法律事務

二 当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者である法律事務

三 外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者が発行済株式の総数の二分の一以上に相当する株式又は出資の総額の二分の一以上に相当する持分を保有する会社の依頼による法律事務

第六十三条第四号中「又は指定法」を「若しくは指定法に含まれる条約その他の國際法又は第五条の二第一項の規定により特定外国法に関する法律事務を行う場合の特定外国法」に改める。

附則中第二項を削り、第三項を第一項とし、第四項から第十一項までを一項ずつ繰り上げる。

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（施行期日）

附 則